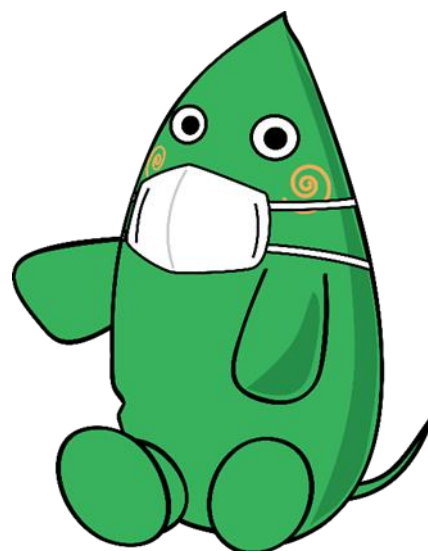


令和2年度

大和市健康都市プログラム



大和市健康都市シンボルマーク



虹は、市民一人ひとりの輝く個性を、太陽は、個々の力が集まる強さとあたたかさを表し、健康と元気に満ちあふれる大和市を象徴しています。

平成20年10月1日制定

「健康都市 やまと」宣言

健康は、日々の生活の基本であり、幸福を追求するために、とても大切なものです。

都市で生活するわたしたち市民が、生き生きと暮らすためには、保健、福祉、医療などを通じて「人の健康」を守るとともに、安全で快適な都市環境が整う「まちの健康」、人と人とのあたたかな関係に支えられる「社会の健康」を育てていくことが重要です。

大和市は、市民一人ひとりの健康な生活の実現に向けた取り組みを進め、「健康都市」を目指すことを宣言します。

平成21年2月1日

「70歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言

- ・「人生100年時代」を迎える超高齢社会では、一般に65歳以上を高齢者とする固定観念を変えていくことが必要です。
- ・年齢を重ねても、自らの健康を維持し、自立した生活を送れるよう努めている方、豊かな知識と経験を生かし、様々な役割を果たしている方など、一人ひとりが大和のかけがえのない存在です。
- ・支えを必要とする方には手を差し伸べながら、この世代の方々が、個々の意欲や能力に応じて、いつまでも生き生きと活躍していただきたいと考え、「70歳代を高齢者と言わない」ことを宣言します。

平成30年4月11日

はじめに



大和市は、平成20年9月1日、WHO（世界保健機関）西太平洋地域の都市間ネットワークである「健康都市連合」に加盟しました。翌年2月1日の市制50周年の節目には「健康都市 やまと」宣言を行い、「人」「まち」「社会」の3つの健康の向上を目指す姿勢を表明、同年4月に「第8次総合計画」を策定し、「健康」を市政の中心に据えた施策の展開を進めてまいりました。

同計画の策定から今日までの間に、少子高齢化や人口減少の進行、度重なる自然災害の発生、AIの進化などにより、世界は大きく変化してきております。そのような時代の変遷を目の当たりにする中で、誰もが想う「健康」への願いをかなえることこそが、市民に最も身近な基礎自治体の務めであると改めて実感し、平成31年4月に「健康都市やまと」を将来都市像とする「健康都市やまと総合計画」を策定し、新しい時代にも持続可能で、全ての世代の方々が健やかで康らかな生活を実感できる「健康都市」の実現を目指し、市政運営に取り組んでおります。

一方で、現在も収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の流行に対しても、情報が少なかった初期の段階から、市民の命と健康を守るために何ができるのか検討し、人々の気持ちに寄り添い、様々な対策を迅速に講じてまいりました。

特に、日本で初めての取り組みとなりました、次亜塩素酸水の市民への無料配布、「おもいやりマスク着用条例」の制定、大和市医師会や大和綾瀬歯科医師会と協力しながらの安定的なPCR検査体制の確立は、多くの皆様に思い浮かべていただけたところかと思えます。

そのほかにも、介護事業者等に対するPCR検査費用助成など、感染症対策の充実を図ってきたのはもちろんですが、市内事業者への「大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持給付金」の支給、重症化リスクが高いと言われる80歳代以上の方への注意喚起文書の送付や相談窓口の設置、自宅にいる時間が増えた子どもたちの読書活動支援を目的とした図書カードの配布、「児童扶養手当受給者臨時特別給付金」の2度の支給など、市内事業者、高齢者、こどもやひとり親世帯など、幅広い市民の皆様を対象に、様々な取り組みを行ってまいりました。今後も引き続き、市民の皆様の健康と命を守ることを最優先に、真に必要な施策は何であるかを見極めながら、対応してまいります。

健康都市プログラムは、総合計画の中から市民の健康を増進するための重要施策を抽出し、まとめた行動計画です。プログラムを継続的に見直し、充実しながら施策を着実に実行することはもちろん、今回の新型コロナウイルス感染症対策のように、変化に対してはスピード感をもって対応することで、市民の皆様の健康増進と健康寿命の延伸、そして健康都市の実現に向けてより一層邁進してまいります。

令和3年3月

大和市長 大木 哲

「健康都市やまと」と健康都市プログラム	3
1. 「健康都市やまと」のあゆみ	
2. 「人」の健康、「まち」の健康、「社会」の健康	
3. 健康都市プログラム	
4. 5つのリーディングプロジェクト	
5. 健康都市プログラムの改訂	
6. 健康都市プログラムと市民の取り組み	
各種データから見た大和市民の健康	7
1. 人口構造と高齢化率	
2. 平均寿命と健康寿命	
3. 死因別死亡数	
4. 医療費	
5. 要介護・要支援認定率と介護費用額	
リーディングプロジェクト	13
1. 身体を動かそうプロジェクト	15
【事例紹介】外出自粛時の運動方法の普及啓発	
【市民の取り組み】「大和市地区体育振興会連絡協議会」の活動	
2. 楽しく食べようプロジェクト	23
【事例紹介】第6回やまと食育フェア	
～今こそしっかり食べて、楽しく体を動かそう！～	
【市民の取り組み】「大和市食生活改善推進員」の活動	
3. 地域とつながろうプロジェクト	32
【事例紹介】高齢のひとり暮らしの終活支援・こもりびと支援	
～専門の相談員が支援します～	
【市民の取り組み】「大和市健康普及員」の活動	
4. 命を守ろうプロジェクト	44
【事例紹介】妊娠を考えたときから妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援	
【市民の取り組み】自主防災組織による防災活動について	
5. ゆとりを感じようプロジェクト	53
【事例紹介】文化創造拠点シリウスにおける新型コロナウイルスへの取り組み	
【市民の取り組み】「しらかしのいえボランティア協議会」の活動紹介	
特別編 新型コロナウイルス感染症 市の主な取り組み	62
資料集	66
健康都市連合憲章	
ヘルスプロモーションに関する上海宣言	
「健康都市に関する上海市長コンセンサス 2016」（大和市訳）	
大和市健康都市推進市民会議設置要綱	
健康都市推進庁内検討会議設置要領	

「健康都市やまと」と健康都市プログラム

Ⅰ 「健康都市やまと」のあゆみ

大和市は平成 21 年 2 月、市制施行 50 周年式典において、「健康都市 やまと」を宣言して健康都市を目指す決意を表明し、さらに同年、「人」「まち」「社会」の 3 つの健康づくりを推進するため、「健康」を市政の中心に据えた「第 8 次大和市総合計画」を策定しました。

平成 31 年 4 月には、市民や地域の力を結集しながら、これまでの取り組みをさらに深めていくため、「健康都市 やまと」を将来都市像とする「健康都市やまと総合計画」がスタートし、市政のあらゆる面で市民の健康と生活の質の維持・向上を目指す「健康都市」の取り組みを進めています。

H20. 7.25	健康都市連合日本支部加盟
H20. 9. 1	健康都市連合加盟
H20.10. 1	「大和市健康都市シンボルマーク」を制定
H21. 2. 1	「健康都市 やまと」宣言
H21. 4. 1	「健康創造都市 やまと」を将来都市像とする第 8 次大和市総合計画を策定
H21. 7. 1	「大和市健康都市プログラム」を策定
H22.11.13	「健康都市やまとフェア」(第 1 回)を開催
H24. 8. 7~ 8	第 8 回健康都市連合日本支部総会・大会を大和市で開催
H24.10.26	第 5 回健康都市連合国際大会(オーストラリア・ブリスベン)において健康都市連合理事に就任
H25.10.26	健康日本 21 推進大和大会を開催
H26. 4. 1	「60 歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言
H26.10.29	第 6 回健康都市連合国際大会(中国・香港)において健康都市連合表彰を受賞 「健康都市優秀インフラストラクチャー賞」
H27.11.16	「第 4 回健康寿命をのばそう!アワード」(厚生労働省主催)において厚生労働省健康局長優良賞を受賞
H28. 8.29	第 7 回健康都市連合国際大会(韓国・原州)において健康都市連合表彰を受賞 「健康都市グッドダイナミクス賞」 「健康都市クリエイティブディベロップメント賞」
H28.11.21	WHO(世界保健機関)の第 9 回ヘルス・プロモーション国際会議(中国・上海)に招待され、健康都市国際市長フォーラムにおいて「健康都市やまと」の取り組みを発表
H29.10.17	WHO エイジフレンドリーシティグローバルネットワークに、神奈川県内の 18 市町とともに参加
H30. 4.11	「70 歳代を高齢者と言わない都市 やまと」宣言
H31. 4. 1	「健康都市 やまと」を将来都市像とする健康都市やまと総合計画がスタート
R 1. 7. 9	エイジフレンドリーシティ行動計画を策定

2 「人」の健康、「まち」の健康、「社会」の健康

健康都市やまと総合計画では、「人」「まち」「社会」の3つの健康の連携を深め、成熟させていくことで、すべての世代が健やかで康らかな生活を実感できる「健康都市 やまと」の実現を目指しています。

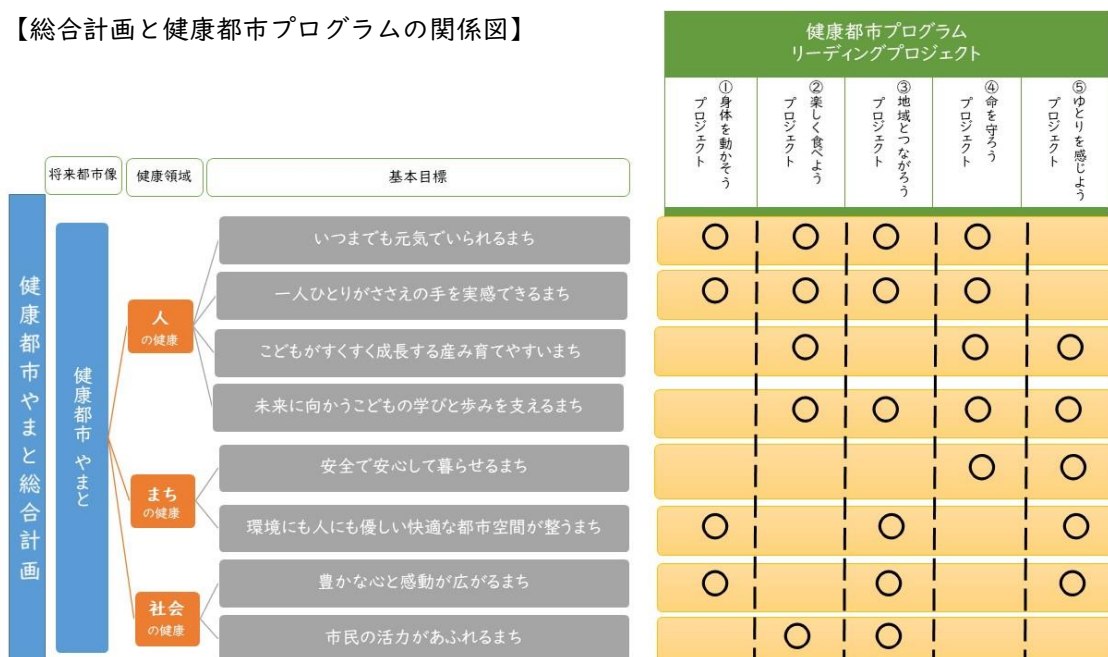


<p>心身ともに健康な人も何らかの支援を必要とする人も、誰もが年齢に関わりなく、自分らしく生き生きと、充実した毎日を送ることができるようにしていく領域</p>	<p>市民が心地よく健康的に暮らし、また、存分に力を発揮できるよう、安全と安心が確保された、快適な環境や都市空間を備えたまちをつくる領域</p>	<p>豊かな心や感動、活力に満たされた毎日を送ることにより、市民が身体だけでなく心も充実して健康的に暮らすことができるようにしていく領域</p>
---	--	--

3 健康都市プログラム

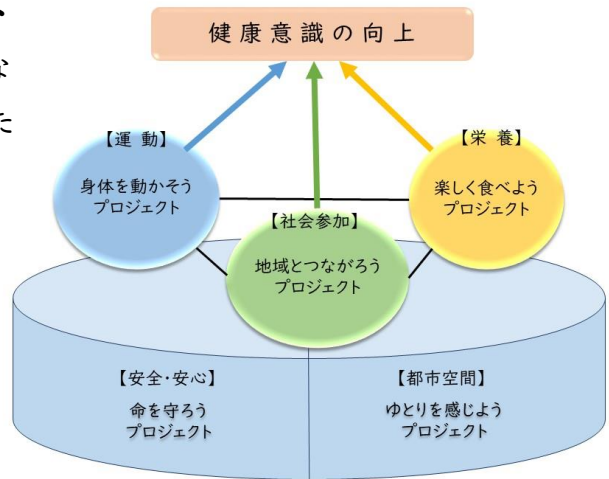
大和市では、3つの健康に関わる施策を効果的に実行することを目指して、「健康都市プログラム」を策定しており、健康都市やまと総合計画の中から、市民一人ひとりの健康を維持増進していくという観点で特に重要な施策を抽出して、5つのリーディングプロジェクトに編成しています。

【総合計画と健康都市プログラムの関係図】



4 5つのリーディングプロジェクト

人が自らの健康を維持増進するうえで重要な「運動」「栄養」「社会参加」の3要素に着目した3つのプロジェクトと、それを支えるための社会基盤となる「安全・安心」「都市空間」の2要素に対応した2つのプロジェクト、合わせて5つのリーディングプロジェクトからなっています。



【リーディングプロジェクトの体系図】

5 健康都市プログラムの改訂

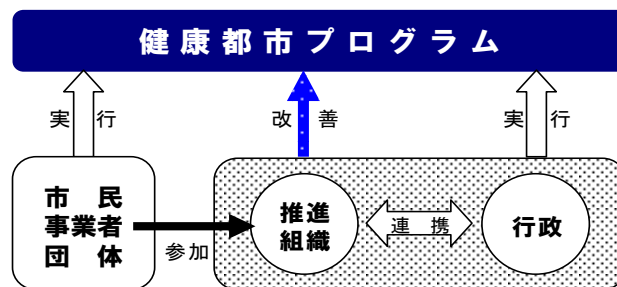
健康都市プログラムは、「健康都市やまと総合計画（10カ年・2019～2028年度）」との整合を図り、進行管理を行います。

「健康都市やまと総合計画 実施計画」の改訂に合わせて、健康都市プログラムの登載事業を見直すとともに、実施状況を確認し、健康都市プログラムを毎年改訂していきます。

6 健康都市プログラムと市民の取り組み

健康づくりは、市民一人ひとりが健康について関心を持ち、健康のうえで好ましい生活習慣を身につけて、それを実践・継続していくことが不可欠です。大和市では様々な取り組みを通じて、市民一人ひとりの健康づくりを支援する環境づくりを推進していきます。また、市民の健康を継続的に維持・増進していくためには、地域において健康づくりに取り組む方々と連携することが重要です。

大和市では、「健康都市推進市民会議」を組織し、健康づくりに取り組む団体等の参画を得て、実践活動に基づく意見、提案を集約し、健康都市プログラムに反映していきます。



【市民参加のイメージ】

各種データから見た大和市民の健康



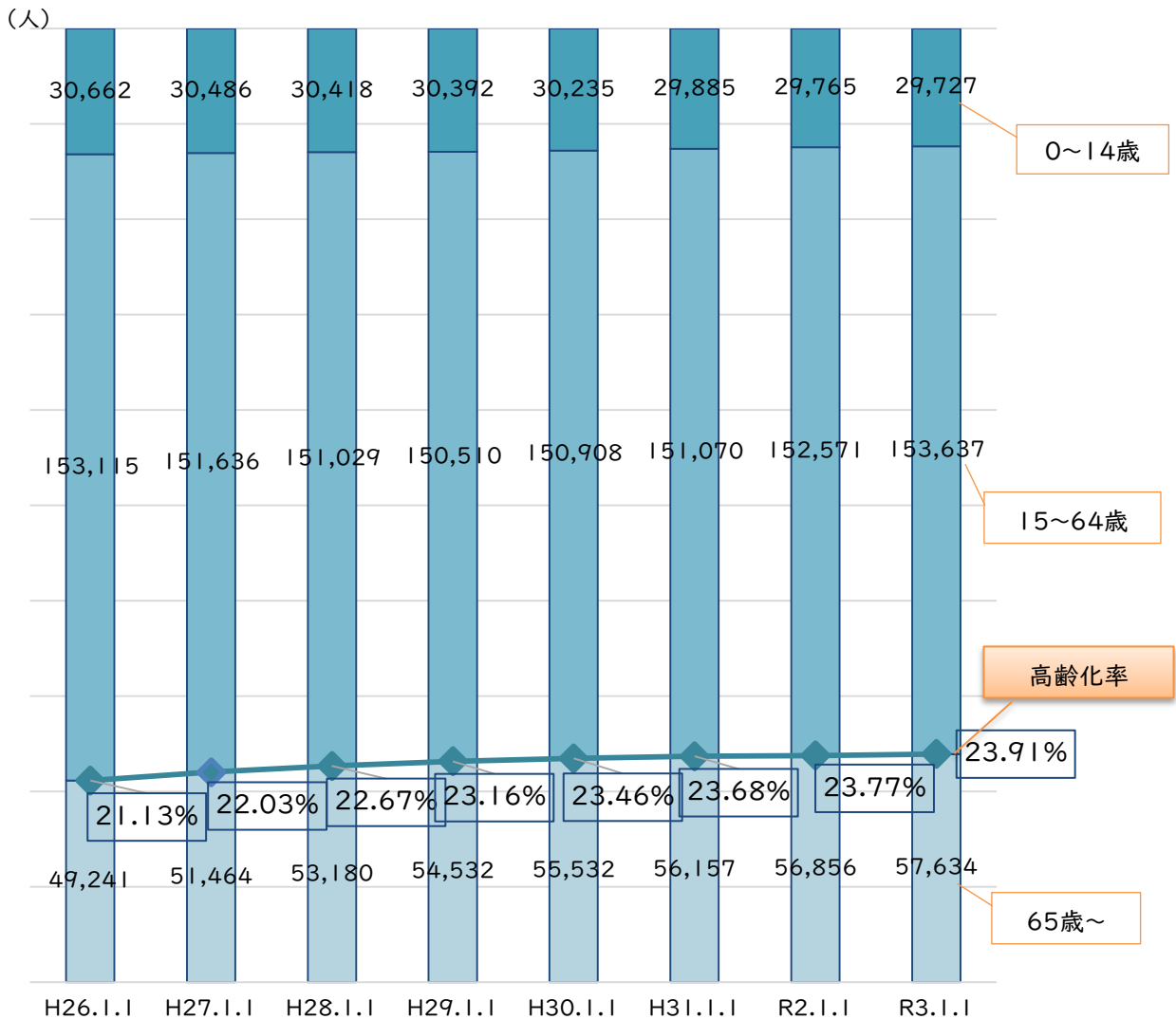
大和市民の健康について

市民の健康に関する現状を各種データをもとに説明します。

- 1.人口構造と高齢化率
- 2.平均寿命と健康寿命
- 3.死因別死亡数
- 4.医療費
- 5.要介護・要支援認定率と介護費用額

1.人口構造と高齢化率

- 大和市の高齢化率(65歳以上人口割合)は**23.91%**となっています。(R3.1.1時点)¹
- 高齢化率の上昇スピードは鈍化しているものの、総合計画の最終年である令和10年には26%まで上昇する見込みとなっています。²
- 生産年齢人口(15~64歳)はここ数年微増傾向にありますが、年少人口(0~14歳)は減少を続けており、平成31年には30,000人を下回っています。



¹ 住民基本台帳による。

² データ出典：「健康都市やまと総合計画」P6。

2. 平均寿命と健康寿命

○健康寿命の概念は2000年にWHOが提唱し、厚生労働省は「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義しています。

健康寿命の算定方法

○健康寿命は65歳時の平均自立期間を用いて表します(平均自立期間+65年)。平均自立期間は介護保険制度の要介護2の認定を受けるまでの期間の平均値です。

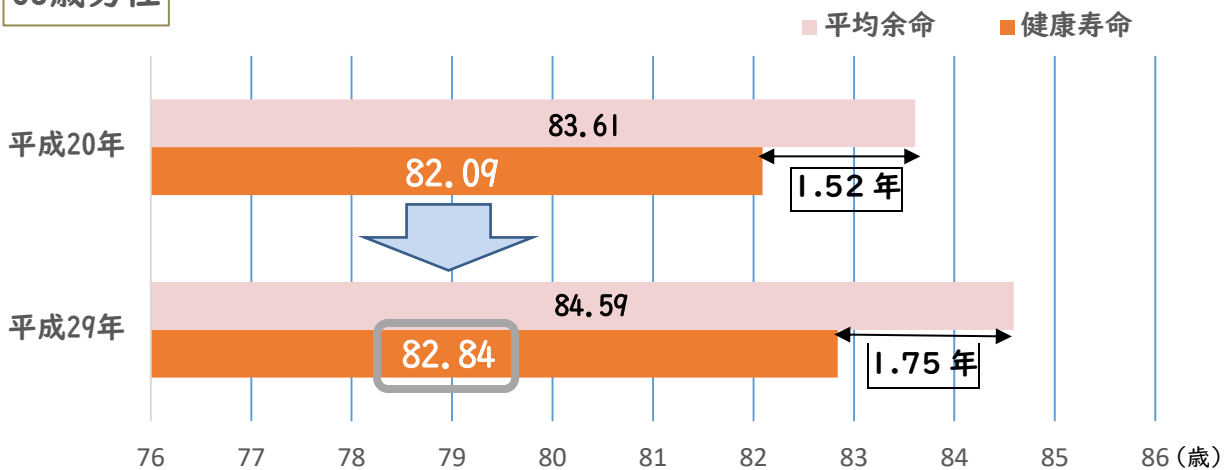
※国が公表している日本全体の健康寿命は、アンケート調査で求めた値で、男性 72.14 年、女性 74.79 年(平成 28 年)となっており、自治体を用いる65歳時の平均自立期間より10年程度短くなっています。

大和市の健康寿命³

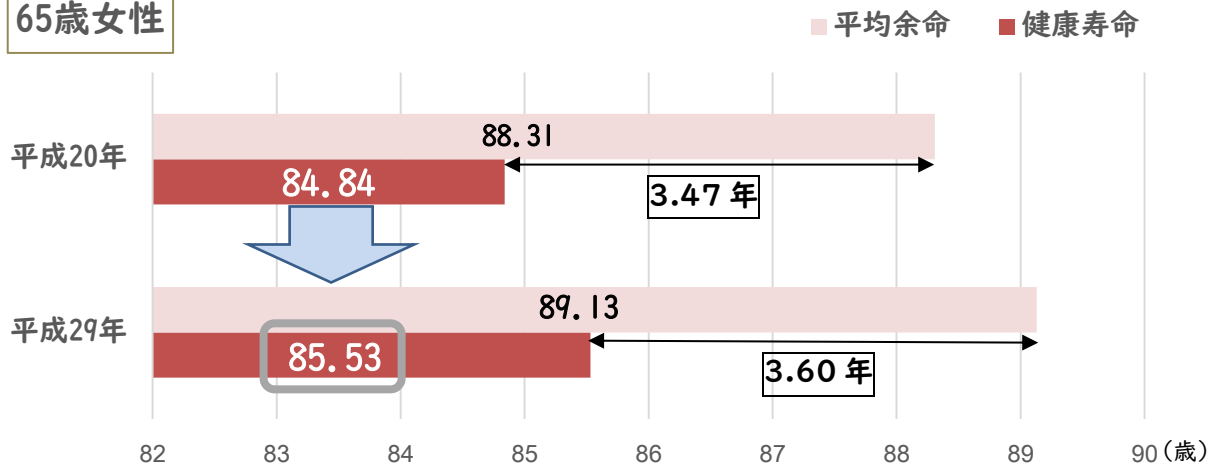
平成29年の健康寿命: 男性82.84歳 女性85.53歳

各種データから見た
大和市民の健康

65歳男性



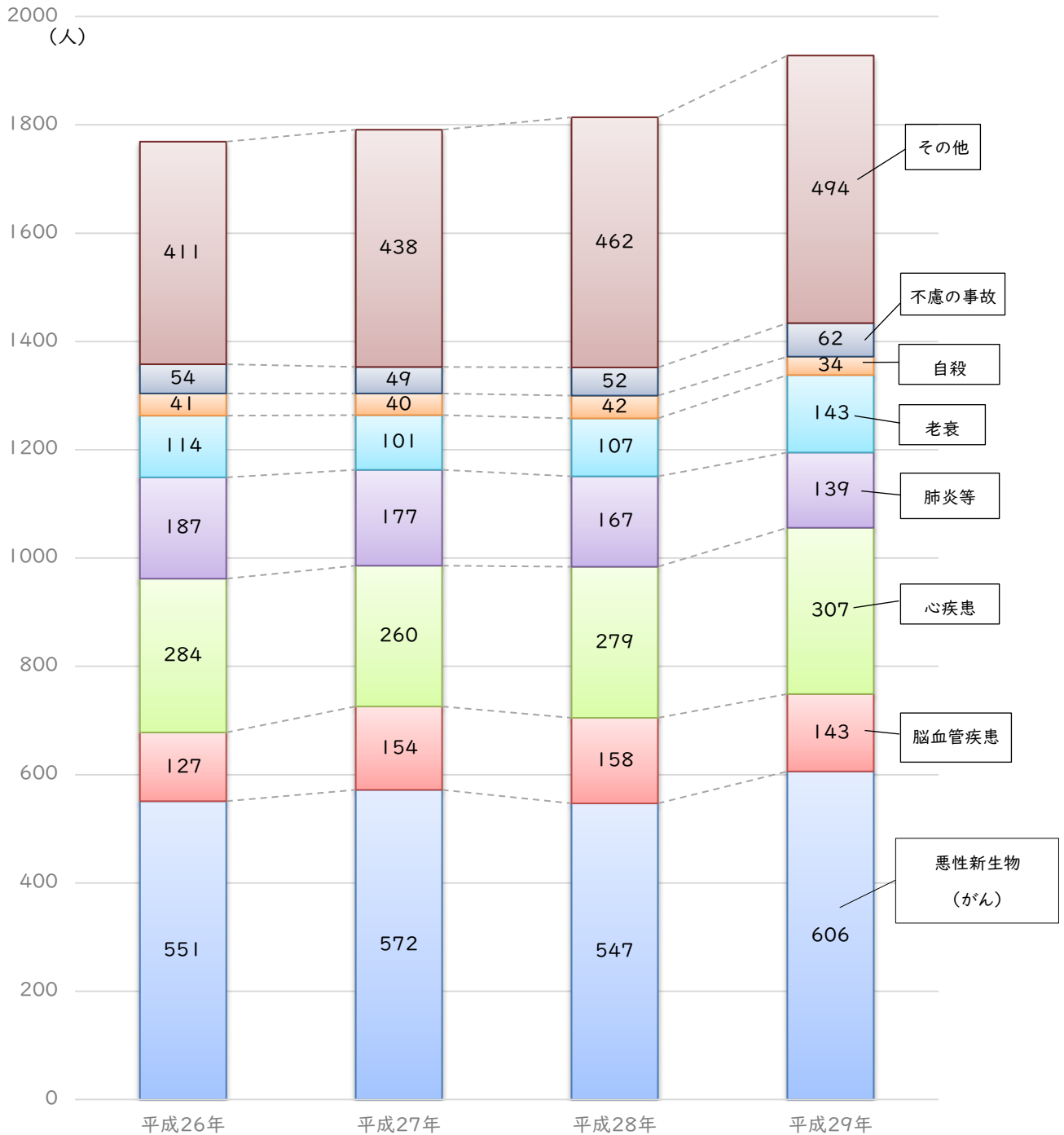
65歳女性



³ 神奈川県健康増進課による算定結果で、小数点第3位以下を四捨五入しています。なお、平均余命については国勢調査に基づく生命表によるものであるため平成27年のデータとなっています。

3. 死因別死亡数

○死亡数を死因別にみると、悪性新生物(がん)が最も多くなっており、続いて心疾患、脳血管疾患、老衰、肺炎等の順で多くなっています。⁴

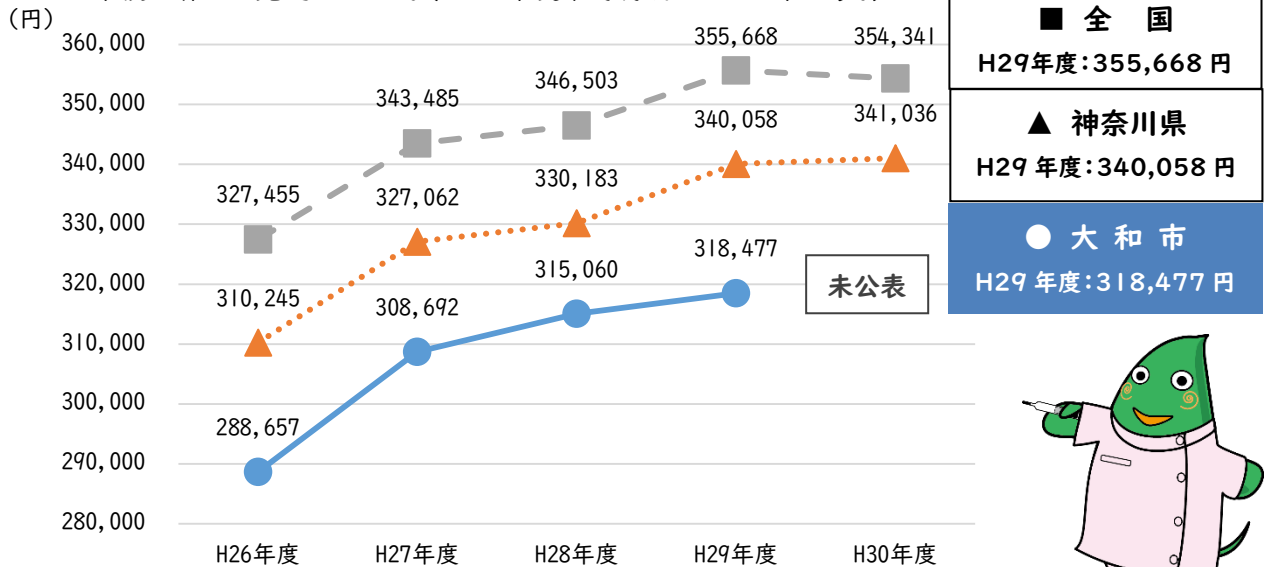


⁴ データ出典：統計概要「14.保健・衛生」170) 主要死因別死亡数。

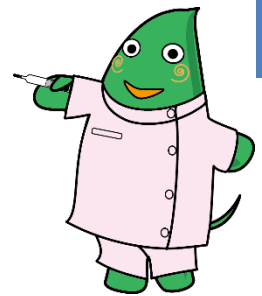
4. 医療費

国民健康保険一人あたりの医療費

○大和市の国民健康保険の一人あたりの医療費⁵は、全国や神奈川県 averages と比較して低いものの、今後も増加が見込まれます。(H30 年度市町村別データは未公表。)

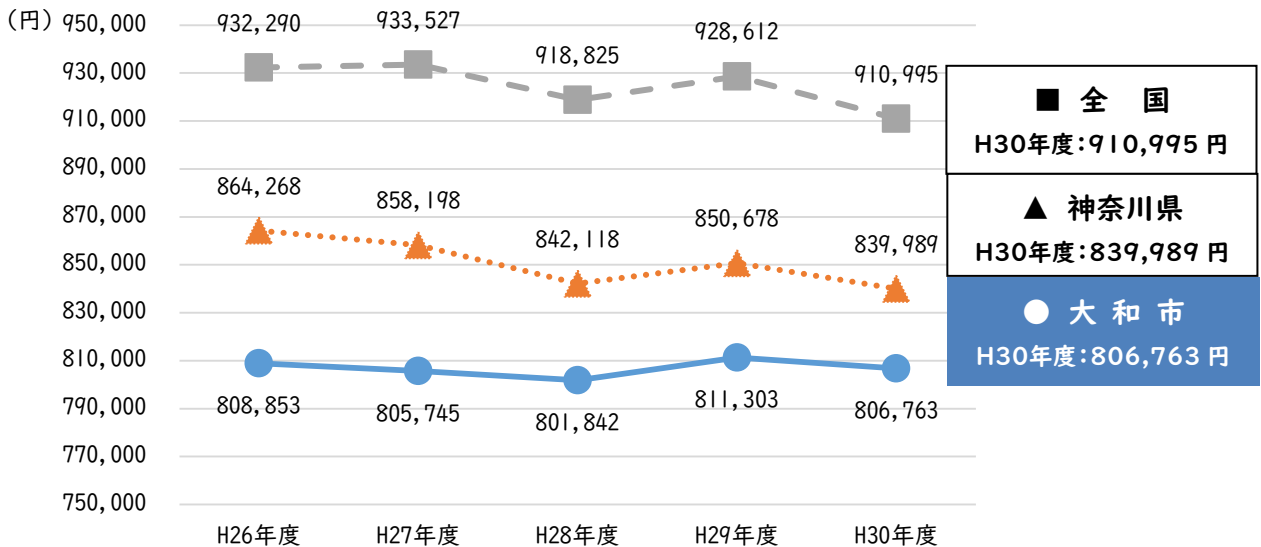


各種データから見た
大和市民の健康



後期高齢者医療制度の一人あたりの医療費

○後期高齢者医療制度⁶では、一人あたりの医療費は横ばいとなっています。



⁵ データ出典：厚生労働省「医療費の地域差分析」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/database/iryuomap/

「基礎データ」第1表「一人当たり実績医療費及び対全国比」および第22表「市町村国民健康保険 市町村別データ」。

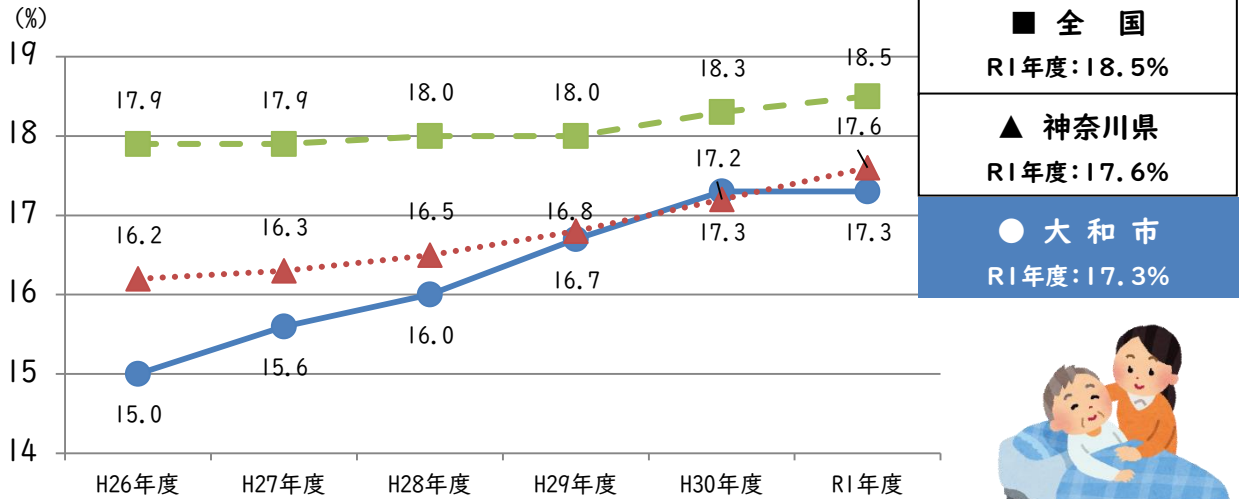
⁶ データ出典：国・県については同上の「基礎データ」第1表「一人当たり実績医療費及び対全国比」。市については神奈川県後期高齢者医療広域連合「神奈川県後期高齢者医療事業報告書」表8-3-1「後期高齢者医療費の状況（現物給付+現金給付）」。

5. 要介護・要支援認定率と介護費用額

要介護・要支援認定率

○要介護・要支援認定率とは、65歳以上の介護保険被保険者（第1号被保険者）の総数の中で、要介護及び要支援の認定を受けている人の割合を示します。

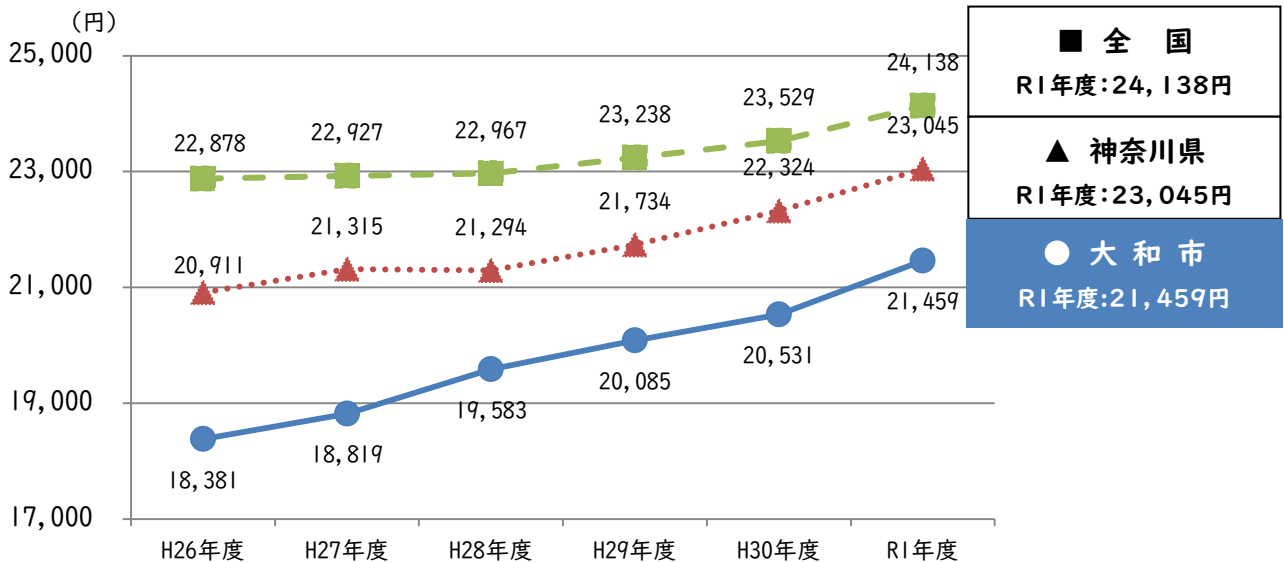
○各年度の3月末時点の推移です。⁷



介護費用額

○介護費用額とは、65歳以上の介護保険被保険者（第1号被保険者）のサービス（在宅・居住系・施設）にかかる一人1月あたりの費用の合計額です。

○各年度の月額額の推移を示します。⁸



⁷ データ出典：厚生労働省「地域包括ケア『見える化』システム」<http://mieruka.mhlw.go.jp/>の「要介護(要支援)認定者数、要介護(要支援)認定率の推移」。

⁸ データ出典：同上の「介護費用額の推移」。

リーディングプロジェクト



リーディングプロジェクト1

身体を動かそうプロジェクト



リーディングプロジェクト2

楽しく食べようプロジェクト



リーディングプロジェクト3

地域とつながろうプロジェクト



リーディングプロジェクト4

命を守ろうプロジェクト



リーディングプロジェクト5

ゆとりを感じようプロジェクト

■リーディングプロジェクトの掲載内容について■

5つのリーディングプロジェクトについては、健康都市プログラムの目的に基づき編成し、以下の構成で掲載しています。

【健康都市プログラム掲載事業】

- 「健康都市やまと総合計画 実施計画」に定める主要な事務事業から、特に重要な施策をプロジェクトごとに抽出し一覧にしています。

【プロジェクトに関連する個別計画】

- プロジェクトと関わりの深い個別計画名を掲載しています。

【関連計画における参考となる指標】

- 「健康都市やまと総合計画」や「プロジェクトに関連する個別計画」に定める指標のうち、プロジェクトの実施にあたって参考となる指標を抽出して掲載しています。

【各事業の取り組み内容】

- 「健康都市プログラム掲載事業」の具体的な取り組み内容と今後の事業費の推計を掲載しています。

令和2年度の事業費については令和2年度当初予算額（千円単位）を掲載しています。また、令和3年度～令和5年度の事業費の推計については、「健康都市やまと総合計画 実施計画（令和3～5年度）」に定める推計（千円単位）を掲載しています。

SDGsについて

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

健康都市連合に加盟する大和市が進める「健康都市やまと総合計画」の取り組みは、SDGs達成の方向性と軌を一にするものであり、健康都市プログラムでは、5つのリーディングプロジェクトに掲載する事業ごとに17の目標との関連性をアイコンで表示しています。





身体を動かそうプロジェクト

身体を動かすことは、筋力の維持や肥満の解消だけでなく、生活習慣病の予防や血圧・血糖値の改善、ストレスの解消などにもつながります。年齢や性別を問わずに気軽に始められる「歩く健康づくり」をはじめ、日常的に様々な運動やスポーツに接することができるよう、環境の整備に努めていきます。

【健康都市プログラム掲載事業】

身体を動かそうプロジェクト一覧 「健康都市やまと総合計画 実施計画」における 主要な事務事業より抽出	主な取り組み	健康都市やまと総合計画								所管課	ページ
		基本目標									
		1	2	3	4	5	6	7	8		
健康づくり普及啓発事業	ウォーキング、体操教室の開催	○								健康づくり推進課	16
歩く健康づくり事業	やまとウォーキンピックの開催	○								健康づくり推進課	16
一般介護予防事業（介護特会）	コグニバイクの普及啓発	○								健康づくり推進課 人生100年推進課	17
介護予防・生活支援サービス事業（介護特会）	運動機能向上講座の実施		○							人生100年推進課	17
既設公園等大規模改修事業	遊具や設備等の新設、改修						○			みどり公園課	18
ゆとりの森整備事業	公園施設の整備						○			みどり公園課	18
スポーツ大会開催事業	各種スポーツ大会の開催							○		スポーツ課	18
スポーツ教室開催事業	スポーツ教室の開催							○		スポーツ課	19
地域スポーツ推進事業	スポーツ関連のイベントや教室の実施							○		スポーツ課	19
大和スタジアム・つきみ野野球場・宮久保野球場施設管理運営事業	快適なスポーツ施設環境の提供							○		スポーツ課	19
ゆとりの森スポーツ施設管理運営事業	快適なスポーツ施設環境の提供							○		スポーツ課	20
女子サッカー推進事業	女子サッカーに関するイベントの開催								○	スポーツ課	20

【プロジェクトに関連する個別計画】

- ・ 第2期大和市スポーツ推進計画

【関連計画における参考となる指標】

- ・ 健康都市やまと総合計画の成果を計る主な指標

	実績値	中間目標値 (令和3年)	目標値 (令和5年)
自ら健康づくりに 取り組んでいる市民の割合	62.9% (平成28年)	68.0%	70.0%

- ・ 第2期大和市スポーツ推進計画の成果指標

	実績値	中間目標値 (令和3年度)	目標値 (令和5年度)
定期的（週1回以上）にスポーツ や運動を行う人の割合	59.7% (平成29年度)	63.3%	65.1%

【各事業の取り組み内容】

健康づくり普及啓発事業【担当課：健康づくり推進課】



1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：2,210千円

【健康づくり普及啓発事業の実施】

地域の健康づくりのリーダーとして活動する健康普及員を支援し、健康づくりを推進します。
 地区の特徴を活かした健康普及員活動（ウォーキングや体操教室、健康測定会、食生活教室、健康普及員OB会による月例ウォーキング等）や市民まつり、健康都市やまとフェア等への参加など、市内全域で健康づくり活動を展開しています。

*健康づくり普及啓発事業は、「楽しく食べようプロジェクト」「地域とつながろうプロジェクト」にも掲載されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	1,800	1,800	1,800

歩く健康づくり事業【担当課：健康づくり推進課】



1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：7,188千円

【やまとウォーキンピックの開催】

5月※と10月の年2回開催し、「歩くこと」の推進及び定着を図ります。

【ウォーキングサインの設置】

不特定多数の方に見ていただき、歩くことを意識していただくため、駅や公共施設までの距離、時間、歩数、消費カロリーを記したウォーキングサインを市道に設置します。

【歩行姿勢測定システムの導入】

「スポーツフェスタ」や「健康都市やまとフェア」などのイベントで測定会を実施します。※文化創造拠点シリウスの健康テラスで行われる健康講座を活用し、定期的に測定会を実施します。（※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	5,800	5,800	5,800

リーダーディングプロジェクト

一般介護予防事業（介護特会）【担当課：健康づくり推進課・人生100年推進課】



1-1-1-2 高齢の方の生き生きとした毎日を応援する

◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：73,991千円

【介護予防普及啓発】

介護予防に関する普及啓発のため、健康遊具体験会や介護予防セミナー（運動セミナー、口腔セミナー、栄養セミナー、認知症予防セミナー）を開催します。

（認知症講演会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

【ふれあいネットワーク事業の実施】

大和市社会福祉協議会への委託により、地区社会福祉協議会の活動（ふれあい訪問、ミニサロン開催、個別支援）を支援します。

【介護予防サポーター養成】

市内9カ所の地域包括支援センターへの委託により、介護予防や認知症に関する情報を地域に普及する活動を行うサポーターを養成するための講座を開催します。

【コグニバイクの普及啓発】

認知機能の向上を目的とした、脳と体の両方を同時に活動させる自転車型運動機器「コグニバイク」2台を、シリウス4階の健康度見える化コーナーに設置しています。週3回支援員が付き、利用方法についての支援を行います。また、継続利用される方を対象とした登録会を年3回開催しています。

（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止中）

*一般介護予防事業は、「地域とつながろうプロジェクト」にも登録されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	44,600	74,600	38,000
（健康づくり関連）	38,500	68,500	31,900
（認知症施策関連）	6,100	6,100	6,100

介護予防・生活支援サービス事業（介護特会）【担当課：人生100年推進課】



2-1-1-1 高齢の方にとって安心できる生活環境を整える

◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：51,800千円

【訪問型サービス事業】

65歳以上の基本チェックリストの判定基準に該当し、サービス利用が必要と判断された方を対象に、専門職（理学療法士、歯科衛生士等）が訪問指導する短期集中予防サービスを実施します。

【通所型サービス事業】

65歳以上の要支援1・2の認定を受けている方、基本チェックリストの判定基準に該当しサービス利用が必要と判断された方を対象に、次の短期集中予防サービス（全14回の講座）を実施します。

- ・運動機能向上講座
- ・心身機能向上講座
- ・運動・口腔機能向上講座

*介護予防・生活支援サービス事業は、「楽しく食べようプロジェクト」にも登録されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	51,100	55,800	57,700

リーディングプロジェクト

既設公園等大規模改修事業【担当課：みどり公園課】



6-2-3-2 市民に親しまれる公園づくりを推進する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：171,348千円

【既設公園の施設改修工事】

破損及び老朽化した遊具の改修や、危険なため既に撤去した遊具の再設置、ボール遊びもできる防球ネットの設置などを実施しています。

【公園施設長寿命化改修工事】

「大和市公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した遊具などの改修工事を計画的に実施しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	142,000	131,000	123,000

ゆとりの森整備事業【担当課：みどり公園課】



6-2-3-2 市民に親しまれる公園づくりを推進する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：25,970千円

昨年度整備した四阿（あずまや）へのアプローチ園路整備や駐輪場の拡張を行います。

*ゆとりの森整備事業は、「ゆとりを感じようプロジェクト」にも掲載されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	5,500	6,000	6,800

スポーツ大会開催事業【担当課：スポーツ課】



7-3-1-1 市民がスポーツを楽しむ機会を提供する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：10,412千円

【市民総合スポーツ選手権大会の開催】

アマチュアスポーツ精神の高揚と健康の増進のため、市民の間に広くスポーツ参加の機会をつくりたい。あらゆる部門にわたり競技会を開催することにより、選手層の強化開発とスポーツの発展を図ります（令和元年度は23種目実施）。



【駅伝競走大会の開催】



新春の体育行事として、大和スポーツセンターを中心とする周回コースで開催します（令和元年度開催の第62回大会は、地区対抗、一般A、一般B、中学生の4部門で、113チームが参加）。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止）


【スポーツフェスタの開催】

体力測定や様々なスポーツの紹介・体験を通じて、スポーツの普及、健康意識の高揚を図ります。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	4,100	4,400	4,400

スポーツ教室開催事業【担当課：スポーツ課】  			
7-3-1-1 市民がスポーツを楽しむ機会を提供する			
◇令和2年度の取り組み◇		令和2年度の事業費：5,378千円	
【スポーツ教室の開催】 日頃スポーツの機会の少ない人にもスポーツの楽しさを経験してもらうことにより、スポーツを習慣化することを目指し、こどもや障がい者等、すべての人が気軽にスポーツをしたくなるような種目の教室を開催します。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部開催中止)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	5,400	5,400	5,400

地域スポーツ推進事業【担当課：スポーツ課】  			
7-3-1-1 市民がスポーツを楽しむ機会を提供する			
◇令和2年度の取り組み◇		令和2年度の事業費：9,771千円	
【「夢の教室」開催】 市立小学校5年生及び市立中学校2年生全クラスを対象に「夢を持つことの大切さ」「仲間と協力することの大切さ」を伝えていくことを目的とした「夢の教室」を開催します(令和元年度は小学校64クラス、中学校48クラスで実施)。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全クラス開催中止)			
【総合型地域スポーツクラブの創設、活動支援】 総合型地域スポーツクラブが自律的で主体的な運営を行えるよう、団体の会員拡大や活動基盤安定に向けた支援を行います。			
【「トップスポーツ観戦デー」の実施】 トップレベルの大会等を市内の競技施設に誘致して開催し、スポーツに親しむ機会を提供します(令和2年度は第53回日本女子ソフトボールリーグ開幕節を開催)。			
【スポーツボランティアの育成】 スポーツボランティアに関わる情報・機会を提供するとともに、スポーツを支えるボランティア活動への参加拡大及び推進を図ります。			
*地域スポーツ推進事業は、「地域とつながろうプロジェクト」にも掲載されています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	1,900	10,000	10,100

大和スタジアム・つきみ野野球場・宮久保野球場施設管理運営事業【担当課：スポーツ課】 			
7-3-1-2 市民がスポーツを楽しむ環境を整える			
◇令和2年度の取り組み◇		令和2年度の事業費：57,042千円	
快適なスポーツ施設環境を提供するため、大和スタジアムをはじめとした野球場の維持管理及び運営を、指定管理で行います。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	63,000	63,000	63,000

ゆとりの森スポーツ施設管理運営事業【担当課：スポーツ課】



7-3-1-2 市民がスポーツを楽しむ環境を整える

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：32,562千円
 快適なスポーツ施設環境を提供するため、ゆとりの森スポーツ施設（芝生グラウンド、テニスコート、大規模多目的スポーツ広場、中規模多目的スポーツ広場、スポーツハウス）の維持管理及び運営を、指定管理で行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	31,900	32,500	32,500

女子サッカー推進事業【担当課：スポーツ課】

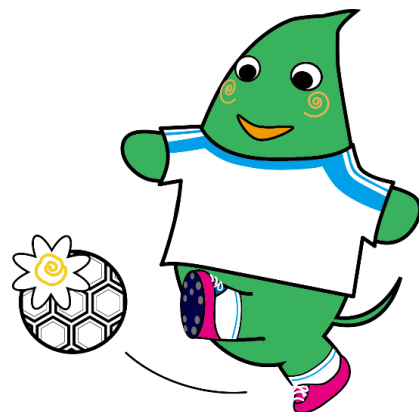


7-3-1-3 スポーツ選手や団体等の活動を支援する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：6,110千円
【女子小中学生を対象としたサッカー大会「大和なでしこカップ」の開催】
 未来の「なでしこジャパン」を目指す女子サッカー選手たちに活躍の場を提供するとともに、女子サッカーの競技力の向上を図ることを目的として大会を開催します。
 （令和元年度は中学生以下大会1回、小学生以下の大会1回を開催。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）
【女子小中学生のサッカー体験会や技術指導等の実施】
 初めてサッカーを体験する子を中心に、誰でも楽しめるプログラムを提供する「女子小中学生サッカー体験会」を開催します。
 （令和2年度は毎月1回開催予定のところ、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部中止）
【女子サッカー関連イベントの開催】
 女子サッカーへの関心を高めていくことを目的に、現役のなでしこジャパンやOGが特別講師となりサッカー教室やミニゲームを行う「なでしこレジェンドが大和にやってくる」「大和なでしこサッカーフェスティバル」を開催し、気軽にサッカーを楽しめる場を提供します。
 （令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	5,300	5,300	5,300

リーディングプロジェクト



大和市イベントキャラクター ヤマトン

事例紹介

(健康づくり推進課)

外出自粛時の運動方法の普及啓発



運動には、高血圧・糖尿病・脂質異常症等の生活習慣病予防、骨粗鬆症の予防等の効果があり、リラクセス効果や快眠にも繋がります。加えて、脳を使いながらの運動は認知機能の維持・向上も図ることができると言われています。

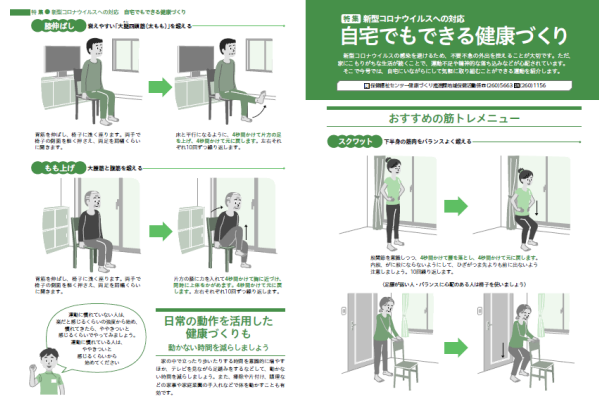
今年度は新型コロナウイルス感染症対策のひとつとして外出自粛が求められ、運動不足になりやすい状況が続きました。運動不足は筋力の低下や体重の増加の要因となり、生活習慣病等の発症リスクが高くなるほか、動脈硬化が進行するリスクも高くなります。また、高齢の方が不活発な生活を続けると、フレイル（虚弱）になりやすく、要介護状態になるリスクが高まります。

そこで、市民の方に自宅の中でも健康づくり・介護予防のため屋内で身体を動かす機会を持っていただくことを目的に、広報やまとやYouTube（大和市ホームページ）等で普及啓発を行っています。

■広報やまとでの普及啓発

令和2年5月15日号では、筋肉の70%を占めると言われている下半身の筋肉を維持・向上させる、スクワットや膝上げ、もも上げの運動を紹介しています。

立位と座位で行う動作となっており、どなたでも取り組みやすい内容となっています。



■5分でOK! おてがる健康体操

市の保健師とPT（リハビリ専門職）双方の視点からおすすめのストレッチや体操をまとめた動画です。

肩こりや腰痛、膝痛、転倒予防などさまざまな体の痛みを予防・改善するためのストレッチや体操であり、特別な道具は必要なく、ちょっとしたすき間時間など日常生活に取り入れられるような内容となっています。

動画は計18本あり、「練習編」と「実践編」に分かれ、「練習編」では体の動きを細かく解説しています。「実践編」では複数の動きをリズムに合わせて5分間通して行える内容となっています。

リーディングプロジェクト



市民の取り組み 「大和市地区体育振興会連絡協議会」の活動

地区体育振興会連絡協議会は、各地区体育振興会が互いに連絡協調を図り、スポーツ活動を振興することで、地域住民の体力向上と健全な精神を育むことに寄与することを目指して活動しています。

各地区の体育振興会は、市の事業への協力や地区ごとのスポーツ活動の企画・運営を担っています。特に例年10月に開催している地区体育祭・運動会は、各地区のメインとなるスポーツイベントであり、お年寄りから小さい子どもたちまで、たくさんの方が元気いっぱいに参加し、気持ちよく汗をかいています。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されていますが、各種ガイドラインや地域の特性等を踏まえ、来年度以降の活動再開に向けた取り組みを進めています。

■主な活動

- 体育祭・運動会など、地区内スポーツ・レクリエーション事業の開催
- 大和市駅伝競走大会やスポーツフェスタなどへの選手派遣・運営協力
- スポーツ推進委員・社会体育振興委員の推薦



大和市駅伝競走大会



大和地区小学生スポーツ大会(ドッジボール)



親善球技大会(バウンスボール)



食べることは、生きるための基本であり、必要な栄養素を摂取するだけでなく、多様な食経験などを通じて、豊かな人間性を育むものでもあります。ライフステージに応じて適切な食生活を送ることができるよう取り組むとともに、新しい食文化にふれる機会を提供するなど、様々な普及啓発活動を行っていきます。

【健康都市プログラム掲載事業】

楽しく食べようプロジェクト一覧 「健康都市やまと総合計画 実施計画」における 主要な事務事業より抽出	主な取り組み	健康都市やまと総合計画								所管課	ページ
		基本目標									
		1	2	3	4	5	6	7	8		
		人				まち		社会			
健康づくり普及啓発事業【再掲】	食生活教室の開催	○								健康づくり推進課	24
食育推進事業	食育イベントの開催	○								健康づくり推進課	24
介護予防・生活支援サービス事業（介護特会）【再掲】	運動・口腔機能向上講座の実施		○							人生100年推進課	25
母子保健相談指導事業	もぐもぐ教室等の開催			○						すくすく子育て課	25
こども食堂支援事業	こども食堂を実施する団体への補助金交付			○						こども・青少年課	26
保育所給食事業（市立保育所）	昼食やおやつ、延長保育における補食の提供			○						ほいく課	26
学校給食食育推進事業	夏休み親子料理教室の実施				○					保健給食課	26
北部学校給食共同調理場運営事業	安全で良質な学校給食の提供				○					保健給食課	27
中部学校給食共同調理場運営事業	安全で良質な学校給食の提供				○					保健給食課	27
南部学校給食共同調理場運営事業	安全で良質な学校給食の提供				○					保健給食課	27
単独調理場運営事業	安全で良質な学校給食の提供				○					保健給食課	27
国際化推進事業	やまと世界料理の屋台村の開催								○	国際・男女共同参画課	28
うまいもの市開催事業	「全国ふるさとまつり うまいもの市」の開催								○	産業活性課	28
農産物消費拡大推進事業	地場農産物の広報活動								○	農政課	29
市民朝霧市支援事業	朝霧市、夕やけ市、おさんぽマートへの補助金交付								○	農政課	29

【プロジェクトに関連する個別計画】

- ・ 第2次大和市食育推進計画
- ・ 第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画

【関連計画における参考となる指標】

- ・ 第2次大和市食育推進計画の評価指標

	実績値	目標値（令和5年）
ふだん誰かと一緒に食事をとる市民の割合	77.6% (平成30年)	90.0%
学校給食の残食率（主に野菜を使った料理） ①小学校 ②中学校	① 11% ② 9% (令和元年)	① 8.8% ② 10.8%
食育に関心を持っている市民の割合	74.1% (平成30年)	90.0%

- ・ 第2次大和市歯及び口腔の健康づくり推進計画の評価指標

	実績値	目標値（令和5年度）
70歳代における咀嚼良好者の増加	73.8% (平成30年度)	75.0%
健診目的で1年に1回以上歯科医院を受診している人（20歳以上）の割合	51.4% (平成30年度)	60.0%

【各事業の取り組み内容】

健康づくり普及啓発事業（再掲）【担当課：健康づくり推進課】			
1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする			
令和2年度の事業費：2,210千円			
◇令和2年度の取り組み◇			
【健康づくり普及啓発事業の実施】			
地域の健康づくりのリーダーとして活動する健康普及員を支援し、健康づくりを推進します。			
地区の特徴を活かした健康普及員活動（ウォーキングや体操教室、健康測定会、食生活教室、健康普及員OB会による月例ウォーキング等）や市民まつり、健康都市やまとフェア等への参加など、市内全域で健康づくり活動を展開しています。			
*健康づくり普及啓発事業は、「身体を動かそうプロジェクト」「地域とつながろうプロジェクト」にも掲載されています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,800	1,800	1,800

食育推進事業【担当課：健康づくり推進課】			
1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする			
令和2年度の事業費：1,984千円			
◇令和2年度の取り組み◇			
【食生活改善推進員養成講座の開催】			
食育の普及の担い手となる食生活改善推進員を養成します。受講しやすいよう回数を減らして開催します。			
【食生活改善推進協議会の活動支援】			
食生活改善推進員を対象とした食生活の知識や調理技術向上の研修会の支援をします。			
【食生活改善活動】			
食生活改善推進員が地区活動として各種教室等を開催や、動画・配布物での啓発等により、バランスの良い食生活等の普及に努めます。			
【「ベジファースト・ラスト15～まず野菜 さいごは残さずごちそうさま～」の普及啓発】			
野菜から食べることの効果と残さず食べることの大切さを広めます。			
【食育講座の開催】			
食品衛生や食品表示等についての知識向上を図るため、講座を開催します。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止)			
【食育イベントの開催】			
楽しみながら食育への関心を深めてもらうため、市内・地域、食育関連団体と連携したお家で楽しめるイベントを開催します。			
【「やまと食の応援団」事業の実施】			
市が設定した要件にそって、健康的な食事ができる環境づくりに取り組んでいる飲食店事業者等を「やまと食の応援団」として市に登録し、自然に健康になれる食環境づくりを推進します。			
*食育推進事業は、「地域とつながろうプロジェクト」にも掲載されています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,600	1,600	1,600

リーダーディングプロジェクト

介護予防・生活支援サービス事業（介護特会）（再掲）【担当課：人生100年推進課】



2-1-1-1 高齢の方にとって安心できる生活環境を整える

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：51,800千円

【訪問型サービス事業】

65歳以上の基本チェックリストの判定基準に該当し、サービス利用が必要と判断された方を対象に、専門職（理学療法士、歯科衛生士等）が訪問指導する短期集中予防サービスを実施します。

【通所型サービス事業】

65歳以上の要支援1・2の認定を受けている方、基本チェックリストの判定基準に該当しサービス利用が必要と判断された方を対象に、次の短期集中予防サービス（全14回の講座）を実施します。

- ・運動機能向上講座
- ・心身機能向上講座
- ・運動・口腔機能向上講座

*介護予防・生活支援サービス事業は、「身体を動かそうプロジェクト」にも掲載されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	51,100	55,800	57,700

母子保健相談指導事業【担当課：すくすく子育て課】



3-1-1-1 こどもの健やかな発育・発達を支援する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：6,268千円

【母子健康手帳の交付】

妊娠届出により、保健師が全数面接を行い、妊娠期から妊娠・出産・子育てや食事・栄養に関する相談に随時応じます。

【各種啓発教室等の開催】

プレママ・パパ教室、もぐもぐ教室、1歳児育児教室、2歳児歯科相談、おべんとう教室を開催し、妊娠期から幼児期の育児や食育に関する普及啓発を行うとともに相談に応じます。

（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。2歳児歯科相談のみ、9月より実施）

【育児相談等の実施】

定例育児相談を実施し、身長・体重の測定と、乳幼児の育児や食事、発育、発達の相談に保健師、管理栄養士が応じます。また、「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」に伴う、小児科医によるエコチル育児相談を実施します。

電話での育児や栄養の相談を随時行います。

（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、育児相談は中止。7月より保健福祉センターでの育児相談のみ実施。）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	6,400	5,900	5,900

こども食堂支援事業【担当課：こども・青少年課】

3-1-1-1 こどもの健やかな発育・発達を支援する



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：3,840千円

【運営費等の補助】

大和市内で実施されている5カ所のこども食堂について、運営費等を補助し、こどもの孤食を減らすとともに、こどもにとって安心できる地域の居場所づくりと保護者への子育て支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	2,400	2,400	3,400

保育所給食事業（市立保育所）【担当課：ほいく課】

3-2-1-1 保護者のニーズに応じてきめ細やかな保育等を提供する



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：101,765千円

【給食調理業務の実施】

管理栄養士が栄養価計算をし、作成した献立に基づき昼食、おやつ、延長保育における補食を提供しています。

乳幼児期に必要な栄養素を摂取するだけでなく、「楽しく食べるこども」を目指して、保護者とともにこどもの健全な発育を確認しながら、食育に取り組んでいます。

給食を皆で食べることにより、こどもの食べる意欲を育て、より良い食習慣の確立を目指しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	106,000	123,000	133,000

学校給食食育推進事業【担当課：保健給食課】

4-2-1-1 こどもが健康的な生活行動や習慣を身につけられるようにする



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：514千円

【給食展を開催】

給食を通じて、食や食を取り巻く人、自然の恵みなどに感謝するきっかけを提供するとともに、本市学校給食についての情報発信を行います。

【夏休み親子料理教室を実施】

楽しく料理をすることにより、自分でつくる喜びを知っていただくとともに、給食への理解を深めるきっかけを提供します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	500	500	500

学校給食共同調理場運営事業（北部・中部・南部）【担当課：保健給食課】



4-2-1-1 こどもが健康的な生活行動や習慣を身につけられるようにする

◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：（北部）175,552千円、（中部）192,987千円、（南部）204,293千円

【給食調理業務】

安全で良質な学校給食を提供するため、衛生管理に細心の注意をはらい、給食を調理します。

【施設運営管理】

学校給食を調理する環境を安全かつ清潔に保つため、調理場施設の運営を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	（北部）171,000 （中部）182,000 （南部）201,000	（北部）175,000 （中部）191,000 （南部）204,000	（北部）175,000 （中部）193,000 （南部）204,000

単独調理校運営事業【担当課：保健給食課】



4-2-1-1 こどもが健康的な生活行動や習慣を身につけられるようにする

◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費： 236,740千円

【給食調理業務】

安全で良質な学校給食を提供するため、衛生管理に細心の注意をはらい、給食を調理します。

【施設運営管理】

学校給食を調理する環境を安全かつ清潔に保つため、調理場施設の運営を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	247,000	248,000	237,000

リーディング
プロジェクト



国際化推進事業【担当課：国際・男女共同参画課】

8-1-3-1 多様な文化を認め合い誰もが住みよい環境をつくる



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：14,692千円

【外国語通訳や通訳・翻訳ボランティアの派遣】

(公財)国際化協会に週4日、1ヶ国語(計4ヶ国語)、市役所内に週1日、1ヶ国語の通訳窓口を設置します。

通訳・翻訳ボランティアにより、行政文書の翻訳、公的機関への通訳派遣など、外国人市民の支援を実施します。

【つるま読み書きの部屋の運営(協働事業)】

「ひらがな、カタカナが読める外国人」を対象に、つるま読み書きの部屋を年3期(1期4回)実施します。日常生活の中で「読んだり、書いたり」するものを取り上げ、日本語を勉強します。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

【やまと世界料理の屋台村の開催】

世界各国の料理や音楽、舞踊などを通じ、広く市民の皆さんに外国文化への興味を持ってもらうため、やまと広場・図書館の道にて、やまと世界料理の屋台村を開催します。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	12,700	14,100	14,100

うまいもの市開催事業【担当課：産業活性化課】

8-2-1-2 商工業に対する市民の関心を高める



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：9,700千円

【うまいもの市の開催】

毎年10月第1土曜日とその翌日曜日の2日間、やまと広場及び図書館の道を会場として、全国各地の特産品や名産品(うまいもの)を楽しむことができる「全国ふるさとまつり うまいもの市」を開催しています。

(令和2年度の開催については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)

(参考:令和元年の開催実績)

- ・開催日時：10月5日(土曜日)10時~17時、10月6日(日曜日)10時~16時
- ・参加団体：市町村24自治体、市内県人会15県人会、大和市特産品・推奨品協議会
- ・来場者数：約3万5千人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	0	9,400	9,400

リーディングプロジェクト

農産物消費拡大推進事業【担当課：農政課】

8-2-3-2 地域農産物を消費しやすい環境を整える



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：500千円

【米作文及び大和で採れた野菜作文コンクールの実施】

「米」と「大和で採れた野菜」をテーマとする作文を募集することにより、児童の「米」と「大和で採れた野菜」に対する意識の高揚を図り、さらに日本型食生活の定着、「米」と「大和で採れた野菜」の消費拡大を図ります。

(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

【収穫物活用体験料理教室の開催】

市内農場での野菜の収穫と地場農産物を使った料理教室を一緒に体験してもらうことで、地場農産物に対する理解・普及を図ります。

(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

【親子農業見学会の開催】

市内の農家を見学することにより農業に親しんでもらい、地場農産物に対する意識を高め、消費拡大を図ります。

(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

【地場農産物の広報活動】

農業団体等が開催するイベント等を積極的に支援し、イベント等で農産物直売所マップの配布などPR活動を行うことで、地場農産物の消費拡大を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	500	500	500

リーディングプロジェクト

市民朝霧市支援事業【担当課：農政課】

8-2-3-2 地域農産物を消費しやすい環境を整える



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：600円

【朝霧市、夕やけ市、おさんぽマートの実施に対する補助金の交付】

新鮮で安価な生産物を提供している朝霧市や夕やけ市などの運営をしている大和市民朝霧市推進委員会を支援します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	600	600	600

事例紹介
(健康づくり推進課)

第6回やまと食育フェア
～今こそしっかり食べて、楽しく体を動かそう!～

市民の心身の健康増進や生活の質の向上を図るため、食育関係団体と連携したイベントを実施し、食育の普及啓発を進めています。今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を踏まえて、インターネットを活用したイベントを実施しました。

■日時 令和2年8月1日(土)～8月31日(月)

■会場 保健福祉センター

■イベント内容

①食育フェアWeb配信

食育フェア専用ホームページを作成し、情報提供を行いました。



ポスター



野菜の名前あてクイズ

調味料を変えるだけですぐにご飯がおいしくなる！

日本人は、食塩の約7割を調味料からとっています。調味料に含まれる食塩量を意識するだけでも摂取量を減らすことができます。

主な調味料を塩分量が多い順に並べると…

うすくちしょうゆ (2.9g)	こいくちしょうゆ (2.8g)	ウスターソース (1.5g)
ポン酢しょうゆ (1.4g)	中濃ソース (1.0g)	和風ドレッシング (0.8g)
ケチャップ (0.5g)	マヨネーズ (0.2g)	酢・コショウ・唐辛子・レモン (0g)

※1はおいしさを保つための食塩相当量です。
こいくちしょうゆではなく、ポン酢しょうゆをかけて減塩。
こいくちしょうゆではなく、コショウをかけて減塩。

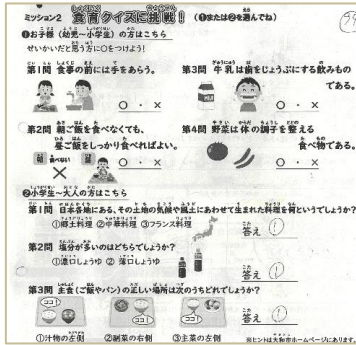
高血圧予防のための食事

②ミッションに挑戦して食育グッズをゲットしよう

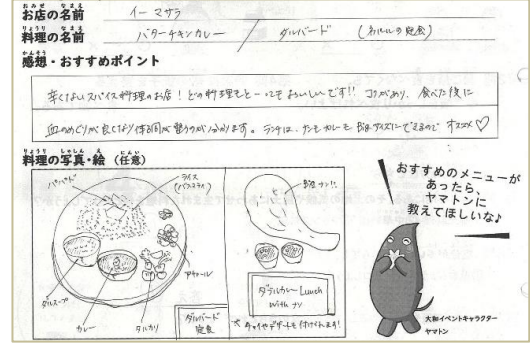
食育に関するミッションに参加された方へ、食育グッズをプレゼントしました。



1. 食育ぬり絵



2. 食育クイズ



3. やまと食の応援団のごはんを食料



イベント当日の様子

イベントでは、参加賞のお渡しのほか、食生活改善推進員による料理レシピ集のお渡しや、活動紹介を行い、計**15**名の方にご参加いただきました。

第7回やまと食育フェアも、ぜひご参加ください!



市民の取り組み 「大和市食生活改善推進員」の活動

私たちは食生活改善推進員養成講座を受講した後に自主ボランティアとして、食生活改善推進活動をしています。

■設立

昭和40年6月1日

■会員数

83名（令和2年4月1日現在）

■目標

1. 健康づくり事業の推進
2. 生活習慣病予防のために多様な食品で栄養のバランスを考えた食生活の普及
3. よい食習慣は幼児期からの推進活動
4. 地場産物を使った食文化の伝承の普及活動
5. 高齢者に心豊かな食事の普及
6. 食べ物を大切に上手な活用を、生ごみを少なく環境浄化に努める

■活動状況

男性料理教室



親子の料理教室



学習センター祭り



食育フェア



【各事業の取り組み内容】

健康づくり普及啓発事業（再掲）【担当課：健康づくり推進課】			
1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする			
令和2年度の事業費：2,210千円			
◇令和2年度の取り組み◇			
【健康づくり普及啓発事業の実施】			
地域の健康づくりのリーダーとして活動する健康普及員を支援し健康づくりを推進します。			
地区の特徴を活かした健康普及員活動（ウォーキングや体操教室、健康測定会、食生活教室、健康普及員OB会による月例ウォーキング等）や市民まつり、健康都市やまとフェア等への参加など、市内全域で健康づくり活動を展開しています。			
*健康づくり普及啓発事業は、「身体を動かそうプロジェクト」「楽しく食べようプロジェクト」にも掲載されています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,800	1,800	1,800

食育推進事業（再掲）【担当課：健康づくり推進課】			
1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする			
令和2年度の事業費：1,984千円			
◇令和2年度の取り組み◇			
【食生活改善推進員養成講座の開催】			
食育の普及の担い手となる食生活改善推進員を養成します。受講しやすいよう回数を減らして開催します。			
【食生活改善推進協議会の活動支援】			
食生活改善推進員を対象とした食生活の知識や調理技術向上の研修会の支援をします。			
【食生活改善活動】			
食生活改善推進員が地区活動として各種教室等を開催や、動画・配布物での啓発等により、バランスの良い食生活等の普及に努めます。			
【「ベジファースト・ラスト15～まず野菜 さいごは残さずごちそうさま～」の普及啓発】			
野菜から食べることの効果と残さず食べることの大切さを広めます。			
【食育講座の開催】			
食品衛生や食品表示等についての知識向上を図るため、講座を開催します。 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止)			
【食育イベントの開催】			
楽しみながら食育への関心を深めてもらうため、市内・地域、食育関連団体と連携したお家で楽しめるイベントを開催します。			
【「やまと食の応援団」事業の実施】			
市が設定した要件にそって、健康的な食事ができる環境づくりに取り組んでいる飲食店事業者等を「やまと食の応援団」として市に登録し、自然に健康になれる食環境づくりを推進します。			
*食育推進事業は、「楽しく食べようプロジェクト」にも掲載されています。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,600	1,600	1,600

リーディングプロジェクト

大和市健康ポイント事業【担当課：健康づくり推進課】

1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする



◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：6,468千円

【健康ポイント制度の実施】

健診等の受診や健康に係る教室、講演、イベント等への参加によりポイントが貯まり、貯まったポイントで景品の抽選に応募できます。

事業参加対象者を40歳以上から20歳以上に拡大することで、より多くの方々に自主的な健康づくりに取り組むきっかけをつくるとともに、習慣化されるよう支援をします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	5,700	5,700	5,700

一般介護予防事業（介護特会）

（再掲）【担当課：健康づくり推進課・人生100年推進課】

1-1-1-2 高齢の方の生き生きとした毎日を応援する



◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：73,991千円

【介護予防普及啓発】

介護予防に関する普及啓発のため、健康遊具体験会や介護予防セミナー（運動セミナー、口腔セミナー、栄養セミナー、認知症予防セミナー）を開催します。

（認知症講演会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

【ふれあいネットワーク事業の実施】

大和市社会福祉協議会への委託により、地区社会福祉協議会の活動（ふれあい訪問、ミニサロン開催、個別支援）を支援します。

【介護予防サポーター養成】

市内9カ所の地域包括支援センターへの委託により、介護予防や認知症に関する情報を地域に普及する活動を行うサポーターを養成するための講座を開催します。

【コグニバイクの普及啓発】

認知機能の向上を目的とした、脳と体の両方を同時に活動させる自転車型運動機器「コグニバイク」2台を、シリウス4階の健康度見える化コーナーに設置しています。週3回支援員がつき、利用方法についての支援を行います。また、継続利用される方を対象とした登録会を年3回開催しています。

（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止中）

*一般介護予防事業は、「身体を動かそうプロジェクト」にも掲載されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	44,600	74,600	38,000
（健康づくり関連）	38,500	68,500	31,900
（認知症施策関連）	6,100	6,100	6,100

リーディングプロジェクト

おひとり様などの終活支援事業【担当課：健康福祉総務課】



2-1-1-1 高齢の方にとって安心できる生活環境を整える

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：2,639千円
 主にひとり暮らしの高齢の方々の終活に関する不安に「わたしの終活コンシェルジュ」が寄り添い、葬儀等の生前契約の締結や死後の遺品整理、相続財産の処分などの段取りができるように支援を行います。
 保健、医療、福祉などの幅広い分野で、高齢のひとり暮らしの方々などが疑問に思うことの多い内容を解説したり、相談窓口を紹介したりする冊子「生活お役立ちガイド」を発行します。
 これまでの人生を振り返り、自分自身の情報や要望・希望を記載して残しておくことで、万一のことがあった際に家族などが役立つノートとして、エンディングノートを発行します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	2,200	2,200	2,200

地域教育力活用推進事業(小学校・中学校)【担当課：指導室】



4-2-2-2 社会に開かれた学校教育を推進する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：(小学校)1,195千円、(中学校)755千円
【学校評議員等の依頼】
 各学校の推薦により、学校評議員等を依頼します。
【地域ボランティアによる学習支援の実施】
 学校支援ボランティア人材バンクを作成し、各学校へ配付します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	(小学校)1,100 (中学校)800	(小学校)1,100 (中学校)800	(小学校)1,100 (中学校)800

青少年指導者育成支援事業【担当課：こども・青少年課】



4-2-3-2 青少年育成団体の活動を活発にする

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：7,686千円
【青少年育成団体への補助金の交付】
 地域で健全育成を進める3団体に、補助金による支援と、行政内に事務局を置く人的な支援とを行い、指導者の育成を図ります。
【子どもの外遊び地域イベント等の実施】
 外遊びに関する基本条例の趣旨にそった事業を実施します。
 (令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	7,200	7,600	7,200

リーディングプロジェクト

自然観察センター・しらかしのいえ運営事業【担当課：みどり公園課】



6-1-3-2 地域緑化の推進を図る

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費： 39千円

【自然観察センター・しらかしのいえの運営】

本施設の運営方針について、市・管理者・ボランティア団体の3者で年4回委員会を開催します。

【市民ボランティアの育成】

自然観察センター・しらかしのいえで活動しているボランティア団体向けに研修会を年1回行います。また、緑地で活動するための支援として、トコロジスト養成講座を年1回開催します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	100	100	100

地域公共交通施策事業【担当課：街づくり総務課】



6-3-1-1 日常生活の様々な場面に応じた移動手段を用意する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：63,564千円

【地域乗合交通の支援】

地域における移動手段創出の取り組みとして、市民による地域交通(のりあい)を2010年度から実施(住民組織と市の協働事業)し、西鶴間・上草柳地域で運行します。

	のりあい
運行距離	約7.6km
運行本数 (1日あたり)	・市役所～西鶴間8丁目～鶴間駅～市役所 平日 18便/土休日 12便
運行間隔	平日午前：25分、平日午後及び土休日：50分
運賃	150円

【高齢者の移動支援】

高齢者の交通利便性向上のため、市内民間事業者が所有する送迎バスの車両を活用します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	60,900	53,000	53,000

リーディングプロジェクト

コミュニティバス運行事業【担当課：街づくり総務課】

6-3-1-1 日常生活の様々な場面に応じた移動手段を用意する



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：339,127千円

【「のろっと」の運行】

コミュニティバス「のろっと」を北部・南部2ルートで運行します。

	北部ルート	南部ルート
運行距離	約18km	約21km
運行本数 (1日あたり)	・中央林間～市役所 平日 8便／土休日 7便 ・市役所～中央林間 平日 7便／土休日 6便	11便
運行間隔	100～120分	50～105分
運賃	100円	

【「やまとんGO」の運行】

ワゴン車を使用して狭い住宅地も通れるコミュニティバス「やまとんGO」を、市内4地域で運行します。

	中央林間西側地域	相模大塚地域	深見地域	桜ヶ丘地域
運行距離	約8.4km	約8.3km	約9.0km	約9.3km
運行本数 (1日あたり)	各ルート44便			
運行間隔	約30分			
運賃	150円			

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	338,000	456,000	456,000

自転車利用環境推進事業【担当課：道路安全対策課】

6-3-2-1 安全に自転車が利用できる環境や快適な歩行空間を整える



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：20,834千円

【自転車通行空間の整備】

新たな自転車通行空間を創出するため、測量及び設計を行います。

歩道上に路面シート等を設置し、自転車の交通ルール啓発及び歩行者の安全確保を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計(千円)	11,900	193,000	189,000



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：6,025千円

【「市民でつくる健康学部」の運営】

市民が受講生として講義を聴いて学ぶだけでなく、自身が持つスキルや知識、経験を基に講師を務める講座を、年末年始を除いて毎日実施します。講義を行った市民講師には、年度末に感謝状を贈呈します。

(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため休講あり)

【「人の健康学部」「まちと社会の健康学部」の運営】

市民向けの講座を実施する市の各部署や指定管理者、外郭団体と連携します。事務局直営事業として連続講座を実施します。

【受講ポイントの付与】

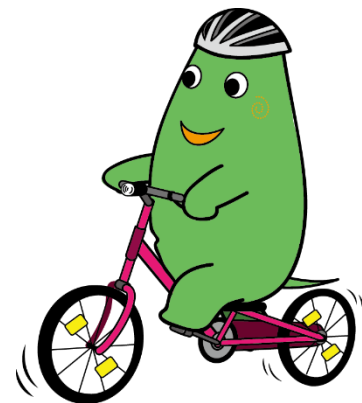
全講座に共通の受講ポイントを導入し、受講の度に、ポイントカードにスタンプを押印します。受講ポイントを20ポイント以上取得した市民には、年度末に修了証を授与します。

【健康都市大学ガイドブックの配布】

健康都市大学の説明や講座情報をまとめたガイドブックを作成し、配布します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	6,500	6,500	6,500

リーディングプロジェクト



地域スポーツ推進事業（再掲）【担当課：スポーツ課】



7-3-1-1 市民がスポーツを楽しむ機会を提供する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：9,771千円

【「夢の教室」開催】

市立小学校5年生及び市立中学校2年生全クラスを対象に「夢を持つことの大切さ」「仲間と協力することの大切さ」を伝えていくことを目的とした「夢の教室」を開催します（令和元年度は小学校64クラス、中学校48クラスで実施）。

（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全クラス開催中止）

【総合型地域スポーツクラブの創設、活動支援】

総合型地域スポーツクラブが自律的で主体的な運営を行えるよう、団体の会員拡大や活動基盤安定に向けた支援を行います。

【「トップスポーツ観戦デー」の実施】

トップレベルの大会等を市内の競技施設に誘致して開催し、スポーツに親しむ機会を提供します（令和2年度は第53回日本女子ソフトボールリーグ開幕節を開催）。

【スポーツボランティアの育成】

スポーツボランティアに関わる情報・機会を提供するとともに、スポーツを支えるボランティア活動への参加拡大及び推進を図ります。

※地域スポーツ推進事業は、「身体を動かそうプロジェクト」にも登載されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,900	10,000	10,100

スポーツ関係団体支援事業【担当課：スポーツ課】



7-3-1-3 スポーツ選手や団体等の活動を支援する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：4,228千円

市内のスポーツの普及と振興のため、市内スポーツ関連団体に対して補助金を交付します（大和市区体育振興会、大和市体育協会、大和市スポーツ少年団、大和市レクリエーション協会、大和市軽スポーツ協会）。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	4,200	4,200	4,200

リーディングプロジェクト

自治会活動支援事業【担当課：生活あんしん課】

8-3-1-1 自治会などの地域組織の充実、活性化を図る



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：22,564千円

【自治連事務局職員の人件費等の補助】

自治会と行政との連絡調整の窓口である自治連の活動を支援する一環として、人件費等を補助します。

【自治会館の賃借料の一部補助】

自治会館として使用する土地、建物の賃借料に対して補助金を交付します。

【自治会で管理する掲示板の新設、修繕の補助】

自治会活動や市からのお知らせを周知するために重要な役割を持つ、掲示板の新設や修繕等に対し補助金を交付します。

【自治会活性化のためのラジオ体操事業奨励金の交付】

自治会活性化や加入促進、自治会員の健康増進を図るため、ラジオ体操を6ヶ月以上継続して実施する自治会に対し、奨励金を交付します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	18,700	23,100	23,300

コミュニティセンター管理運営事業【担当課：生活あんしん課】

8-3-1-1 自治会などの地域組織の充実、活性化を図る



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：136,000千円

【指定管理者制度による管理運営】

地域住民によって構成された各会館の管理運営委員会と指定管理に関する協定を締結し、相互に協力し、適正かつ円滑に施設の管理運営を行います。

【土地賃借料】

桜丘及び上和田会館の土地利用について、地権者と賃貸借契約を締結し賃借料を支払います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	139,000	133,000	134,000

リーディングプロジェクト

市民活動センター管理運営事業【担当課：市民活動課】



8-3-2-1 誰もが市民活動に参加しやすい環境をつくる

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：7,738千円

【市民活動団体との協働による管理運営】

市民活動拠点ベテルギウス内の市民活動センターを市民団体と協働で管理運営し、市民や市民団体に対する活動支援を行います。

【市民活動に関する情報の提供】

誰もが知識や経験を活かせるようなボランティア情報を提供します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	7,000	7,000	7,000

市民活動推進事業【担当課：市民活動課】



8-3-2-2 市民の主体的な市民活動を支援する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：1,634千円

【協働事業等提案制度の実施】

協働事業提案を募集し、推進するほか、市民活動の支援、周知を行います。

【新しい公共を支える市民活動補償制度（ボランティア保険）の運用】

市民が安心して市民活動に参加し従事できるよう補償することにより、市民活動を推進し多様な価値観を認めあう豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的としています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,400	1,400	1,400

リーディングプロジェクト



おひとり様などの終活支援

人生 100 年時代と言われる社会が迫る中、ひとり暮らしや実質的にひとり暮らしと同様の生活環境を強いられている方々は増加しています。社会的な孤立状態にある高齢の方の死亡率は、そうでない方との比較で、高まると言われています。

こうしたことから、大和市では、主に高齢のひとり暮らしの方々などが健康で安心して暮らせるよう、おひとりさま施策の推進を図っています。

■「生活お役立ちガイド」の配布

市では、主にひとり暮らしの高齢の方などを対象に、「生活お役立ちガイド～これ一冊あればひとり暮らしもひと安心!」を配布しています。高齢の方などの不安や疑問への対応方法などを、漫画とQ&Aで分かりやすく紹介しています。市内の公共施設で入手できます。



生活お役立ちガイド

■「わたしの終活コンシェルジュ」による終活相談

「終活」に対する不安や疑問に、専門の相談員である「わたしの終活コンシェルジュ」が丁寧に为您解答します(予約制)。

こもりびと支援

本市では、悩みや苦しみを抱え、生きづらさを感じながら社会から孤立する、ひきこもりの状態にある方やそのご家族を支援するため、それぞれの状況に応じた様々な支援施策を進めています。

■「こもりびと支援窓口」の設置(令和元年10月開設)

相談者の方々に寄り添いたいとの思いから、「ひきこもり」ではなく、より温かみのある「こもりびと」という呼称を使い、年齢制限のない専用窓口として、「こもりびと支援窓口」を開設し、専任の「こもりびとコーディネーター」が相談をお受けしています。

■「こもりびとの集い」・「こもりびと家族の集い」の開催

当事者やそのご家族が抱える不安や悩みを分かち合い、地域とつながるきっかけとなるよう、「こもりびとの集い」や「こもりびと家族の集い」を定期的に開催しています。



やまとニュース

【令和2年11月2日号】

※「こもりびと」という呼称を使用したドラマ(令和2年11月放送、松山ケンイチ・武田鉄矢が出演)がNHKで放送されました。また、ドラマの放送にあわせて、関連する複数の番組を特集するプロジェクト名が「#こもりびと」となるなど、この呼称が全国的に広がりつつあります。

リーディング
プロジェクト



市民の取り組み 「大和市健康普及員」の活動

地域において健康づくりを推進するためには、行政だけでなく、市民の方々の活動が必要不可欠です。市内で健康づくりを目的に地域に密着した活動を行っているのが、大和市健康普及員の皆さんです。大和市健康普及員は自治会から選出され、地域における健康づくりの中心的な役割を果たしています。

72人（定員）の健康普及員が市内11地区において、様々な事業を企画し、実施しているほか、「健康都市やまとフェア」「大和市民まつり」「コミセン祭り」等のイベントに参加し、保健師と一緒に健康づくりに関する普及・啓発活動を行っています。また、健康情報を伝える「健康普及員だより」を編集し、年1回発行しています。

■主な活動 ~ご近所のつながりを生かして実施しています~

- 骨量測定や体組成測定などの健康測定会
- 体操教室
- ウォーキング
- 「食生活改善推進員」の協力による料理教室※

※新型コロナウイルス感染症予防のため中止しています。



体操教室（ループエクササイズ）

また、市民が心身の健康を意識し、自分に合った方法で健康づくりに取り組めるよう、保健師による年4回の健康普及員育成講座、その他研修等の参加を通じて、積極的な情報収集や研修に努め、地域の活動にフィードバックしています。

大和市ウォーキングマップを作成し、市内の歴史や自然の名所をたどる12コースを紹介しています。

健康普及員OB会による月例ウォーキングも開催しています。



南部編も
あります

■新型コロナウイルス感染症対策と活動について

健康普及員育成講座で新型コロナウイルス感染症対策について学び、市保健師とともに感染症予防策を講じて地区の活動を実施しています。



受付時に
検温と体調をチェック



普段よりも定員を減らし、人と人の距離を十分に保って実施

あなたも健康普及員になって一緒に活動してみませんか



命を守ろうプロジェクト

市民が健康の維持増進に取り組むうえでは、安全・安心に生活できる環境が整っていることも必要です。病気の予防や早期発見のための検診制度の充実を図るとともに、防災機能の強化や防犯意識の向上などに取り組むことで、暮らしの安全・安心を守ります。

【健康都市プログラム掲載事業】

命を守ろうプロジェクト一覧 「健康都市やまと総合計画 実施計画」における 主要な事務事業より抽出	主な取り組み	健康都市やまと総合計画								所管課	ページ
		基本目標									
		1	2	3	4	5	6	7	8		
健康相談・教育事業	24時間健康相談の実施	○								健康づくり推進課	45
健康診査事業	各種がん検診の実施	○								医療健診課	45
自殺対策事業	自殺対策講演会の開催	○								健康福祉総務課	45
救急医療情報活用事業	救急医療情報キットの配布	○								医療健診課	46
高齢者見守り事業	高齢者見守り（緊急通報）システムの設置支援		○							人生100年推進課	46
妊婦健康診査事業	妊婦健康診査費用の助成			○						すくすく子育て課	46
妊産婦・新生児等訪問事業	妊産婦・新生児等の家庭訪問の実施			○						すくすく子育て課	47
子育て世代包括支援センター事業	電話相談、家庭訪問の実施、ケアプランの作成			○						すくすく子育て課	47
児童生徒安全対策事業	防犯ブザーの配布				○					指導室	47
いじめ等対策事業	教育フォーラムの開催					○				指導室	48
地域防災訓練事業	地域防災訓練指導の実施						○			消防署管理課	48
地域防犯活動推進事業	防犯教室等の開催						○			生活あんしん課	49
交通安全啓発事業	交通安全教室等の開催							○		道路安全対策課	49
応急手当普及啓発事業	各種救命講習会の開催								○	救急救命課	50
救急活動事業	傷病者の救命処置及び医療機関への搬送								○	消防署管理課	50

【プロジェクトに関連する個別計画】

- ・大和市民健康保険データヘルス計画・特定健康診査等実施計画
- ・やまと自殺総合対策計画
- ・やまと子育て応援プラン（大和子ども・子育て支援事業計画）

【関連計画における参考となる指標】


- ・健康都市やまと総合計画の成果を計る主な指標


	実績値	中間目標値 (2021年)	目標値 (2023年)
子育てに関する不安を相談できる場があると思う市民の割合	52.2% (2016年)	58.0%	60.0%
介護を必要とする人が安心して暮らしていると思う市民の割合	49.4% (2016年)	54.5%	56.5%


- ・やまと自殺総合対策計画の数値目標

	実績値	目標値 (2022年)
自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺死亡者数）	13.1 (2018年)	12.3以下

【各事業の取り組み内容】

健康相談・教育事業【担当課：健康づくり推進課】 			
1-1-1-1 市民の間での健康づくり活動を活発にする			
◇令和2年度の取り組み◇		令和2年度の事業費：31,840千円	
【健康講座、訪問指導等の実施】 シリウスの健康テラスでの健康講座や、市民からの依頼を受けて地域に出向く健康教室等を実施することにより健康づくりの普及啓発を行います。 家庭訪問による個別指導は、糖尿病重症化予防・介護予防（低栄養改善事業）・認知機能低下防止・口腔機能低下防止を目的とし、実施しています。			
【24時間健康相談の実施】 専門職による24時間電話相談を、委託により実施します。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	32,400	32,500	32,500

健康診査事業【担当課：医療健診課】 			
1-1-2-1 自らの健康状態を把握できる環境を整える			
◇令和2年度の取り組み◇		令和2年度の事業費：844,106千円	
【がん検診（胃、肺、大腸、乳房、子宮、前立腺）】 市内医療機関や保健福祉センター等の施設でがん検診を実施します。 【未受診者への再勧奨】 子宮がん検診無料対象者（20,21,22,24,26,28歳になる方）、乳がん検診無料対象者（41,46,51,56歳になる方）へ再勧奨を実施します。 【精密検査受診未把握者の追跡調査】 がん検診で精密検査が必要と診断され、その後の検査結果を確認できていない方を対象に、受診状況の追跡調査を実施します。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	728,000	912,000	941,000

自殺対策事業【担当課：健康福祉総務課】 			
1-1-2-3 心の健康の保持を図る			
◇令和2年度の取り組み◇		令和2年度の事業費：1,367千円	
【こころサポーター（ゲートキーパー）の養成】 市民向け、新採用職員向け、職員向けこころサポーター（ゲートキーパー）養成研修とフォローアップ研修を開催します。 【自殺対策講演会の開催】 やまと自殺総合対策計画の実施のため、普及啓発として自殺対策講演会を開催します。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	1,200	1,200	1,200

救急医療情報活用事業【担当課：医療健診課】



1-2-1-2 市民が適切な医療を受けられるよう支援する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：237千円

【救急医療情報キットの配布】

担当課、各学習センター、市内10薬局等において配布を行います。

救急フェア等の市主催イベントで配布を行います。

(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により各イベントが中止となっているため、イベントでの配布予定はありません。)

【救急医療情報の更新等をうながすためのPR】

広報やまと等による広報活動を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	400	400	400

高齢者見守り事業【担当課：人生100年推進課】



2-1-1-1 高齢の方にとって安心できる生活環境を整える

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：17,828千円

【高齢者見守り(緊急通報)システム】

65歳以上のひとり暮らし等で心臓病等があり、緊急時に外部へ連絡することが困難な方や、80歳以上のひとり暮らしの方等に、ボタン一つで通報できる緊急通報装置と、異常を感知した際に自動的に通報する人感センサー等を貸与します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	19,400	19,000	19,600

妊婦健康診査事業【担当課：すくすく子育て課】



3-1-1-1 こどもの健やかな発育・発達を支援する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：120,345千円

【妊婦健康診査費用の助成】

妊婦健康診査に係る費用の一部を助成し、定期受診を勧めることで、母子の適切な健康管理に努めます。母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用補助券14回分(多胎児妊娠は17回分)を交付し、公費助成します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	112,000	112,000	112,000

妊産婦・新生児等訪問事業【担当課：すくすく子育て課】



3-1-1-1 こどもの健やかな発育・発達を支援する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：7,872千円

【妊産婦・新生児等の家庭訪問の実施】

母子健康手帳の交付時や各種健康診査において把握された、継続的支援を必要とする妊産婦や乳幼児を対象に、保健師や管理栄養士が訪問し、支援を行います。

【おおむね生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問】

おおむね生後4か月までの乳児のいる家庭を対象に、「赤ちゃん訪問」を実施しています。訪問時には、新生児や乳児の発育発達の確認、産婦の体調管理や授乳、産後うつに関する支援を実施します。また、地域の育児情報やサービス利用方法についても案内します。

【妊娠から産後期に助産師による相談・訪問の実施】

「助産師さん何でも相談」を実施し、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師が相談支援を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	6,800	7,400	6,700

子育て世代包括支援センター事業【担当課：すくすく子育て課】



3-1-2-2 保護者の子育てに関する不安や負担を軽減する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：2,454千円

【電話相談、家庭訪問、ケアプラン作成等】

妊娠を考えたときから、妊娠・出産・子育てに関する相談に、ワンストップで応じます。また、必要に応じて支援プランを作成し、各種母子保健事業や子育て支援事業をコーディネートすることで、切れ目のない支援を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	2,500	2,500	2,500

児童生徒安全対策事業【担当課：指導室】



4-2-1-2 こどもが非行や犯罪に関わらないよう未然防止策を講じる

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：3,680千円

【PSメールを活用した情報伝達】

犯罪、不審者、自然災害等の情報を利用登録した保護者へ迅速に伝達します。

学校ごとの連絡事項を利用登録した保護者へ迅速に伝達します。

【防犯ブザーの配布】

全市立小学校の新1年生に防犯ブザーを配布します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	3,000	3,000	3,000

いじめ等対策事業【担当課：指導室】



4-2-2-1 いじめの撲滅、不登校児童生徒の減少を図る

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：20,276円

【いじめ・不登校に関するフォーラムの開催】

いじめ・不登校について学校、地域で考え、行動に移せるよう教育フォーラムを開催します。

【児童支援中核教諭の配置（全小学校）】

全市立小学校において指導体制の充実を図るため、児童支援中核教諭を校内から選任し、その授業代替要員として非常勤講師を配置します。

【スマートフォン用匿名報告・相談アプリケーションの整備（全中学校）】

スマートフォン用の匿名報告・相談アプリケーションを市立全中学校生徒が使用できる環境を整備します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	16,800	16,800	16,800

地域防災訓練事業【担当課：消防署管理課】



5-1-1-1 防災・減災に対する自助・共助の取り組みを推進する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：4,554千円

自治会、自主防災会等の市民が実施する地域防災訓練等を指導します（スタンドパイプ消火資機材取扱い訓練、初期消火訓練、心肺蘇生訓練、震度体験訓練、AED取扱い訓練等の指導）。

（令和元年度実績）

訓練実施回数：34回、参加人員：3,322人、参加自主防災会数：83自主防災会

（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域防災訓練は実施中止）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	3,400	3,400	2,300



リーディングプロジェクト

地域防犯活動推進事業【担当課：生活あんしん課】



5-2-1-1 犯罪発生件数の減少を図る

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：12,282千円

【防犯教室等の開催】

大和警察署及び防犯活動ボランティア団体と協力し、自治会、小学校など申し込みのあった団体に対して防犯講話を実施します。

【防犯キャンペーンの実施】

大和警察署及び防犯活動ボランティア団体と協力し、駅前や大型商業施設周辺で、通行人や施設利用客に対して防犯啓発のキャンペーンを実施します。

【ヤマトSOS支援アプリの運用】

スマートフォン向けアプリケーション「ヤマトSOS支援アプリ」を運用し、市内の防犯・防災等に関する情報を市民に配信します。

【振り込め詐欺防止対策のための電話機等購入費補助】

音声を録音する旨のメッセージが流れ会話を自動で録音できる機能を備えた電話機等の機器の購入者に対して補助金を交付し、振り込め詐欺被害の防止を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	8,600	7,500	7,500

交通安全啓発事業【担当課：道路安全対策課】



5-2-2-1 交通事故発生件数の減少を図る

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：20,030千円

【交通安全教室等の開催】

幼児から高齢の方までの各世代に合わせた交通安全教室を実施します。

【TSマーク取得及び幼児・児童用ヘルメット購入助成】

交通ルール遵守とマナー向上のため、TSマーク取得及び幼児・児童用自転車ヘルメット購入助成対象講習会を開催し、参加者への助成を行います。

【自転車保険の実施】

県条例により規定された自転車損害賠償責任保険の義務化について、交通安全教室や各季の交通安全街頭キャンペーンにて周知を図ります。

また、市では、県条例に先立ち平成28年度から市立小学5・6年生、平成29年度から市立中学生までを対象とした「自転車保険付き自転車運転免許証」の交付を実施しています。

【シルバー・ドライブ・チェックの実施】

70歳以上の高齢ドライバーを対象にドライブレコーダーを活用した安全運転診断を実施し、自らの運転の様子を見直すことで、安全運転に対する意識を再確認できるきっかけをつくります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	29,500	29,500	29,500

応急手当普及啓発事業【担当課：救急救命課】

5-2-4-1 市民、地域、事業者の火災対応力や応急手当能力を強化する



◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費： 4,782 千円

【各種救命講習会の開催】

市民、事業所及び団体を対象に、各種救命講習会（応急手当、普通、上級、普及員）を開催します。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部期間のみ開催。）

また、毎月第一土曜日に「AEDの日」を開催して、AEDの普及啓発に努めます。

（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

【やまとAED救急ステーションの認定】

事故や病気により呼吸や脈が止まった場合、すぐにAEDを使用して除細動（電気ショック）を行うことができる環境を整備するため、事業所などに設置されているAEDを、緊急時に提供していただけるよう「やまとAED救急ステーション」として認定します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	1,800	3,400	2,200

救急活動事業【担当課：消防署管理課】

5-2-4-2 火災などの被害を最小限にするため、迅速かつ効果的、効率的な活動を行う



◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：7,981 千円

【災害出動】

救急車の台数（非常用救急含む）：7台

出動件数：12,118回 ※令和元年中の出動件数

搬送人員：10,903人 ※令和元年中の搬送人員

救急救命士数：42人

【救急活動用消耗品の購入】

主な消耗品：感染防止衣、ディスポグローブ、マスク

主な薬剤：アドレナリン、乳酸リンゲル、50%ブドウ糖溶液

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	12,300	8,300	8,400

リーディングプロジェクト

事例紹介

(すくすく子育て課)



妊娠を考えたときから

妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援

本市では、お母さんとお子さん、そのご家族が、安心してすこやかに暮らすことができるよう、妊娠を考えたときから、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援に努めています。今回は、妊娠を考えたときから、出産まもない時期までの取り組みをご紹介します。

■妊娠を考えたときから

子どもを授かりたいと希望されるご夫婦にとって、不妊治療や不育症治療は有効な方法ですが、長く治療が続くこともあり、精神的にも経済的にも負担が大きいものです。本市では、不妊治療費や不育症治療費の助成を行うとともに、神奈川県と連携して、不妊症などの相談に応じています。

■母子健康手帳の交付時に、妊婦さんとお会いします

妊娠の診断を受けた方に、保健福祉センター2階にある「子育て何でも相談・応援センター」で母子健康手帳を交付しています。その際に、保健師が妊婦さんとお会いして、妊娠初期からの相談に応じています。継続的に支援が必要なときには、保健師が電話や訪問による相談を実施しています。



母子健康手帳交付時の相談

■お腹の赤ちゃんと一緒に、ママ・パパになる準備！

妊娠週数がすすむにつれ、妊婦さんは体が大きく変化します。赤ちゃんに会えるのが楽しみだけど、初めての出産は不安がいっぱい。そんな妊婦さんとパートナーの方を対象に、妊娠初期から出産、生まれてまもない赤ちゃんのお世話までを学ぶ「プレママ・パパ教室」を開催しています。同じ時期に出産を迎える妊婦さんと知り合えたり、実際の赤ちゃんとも触れ合える機会を設けています。コロナ禍で、人との関わりが心配な場合にも、少しでも不安の解消となるよう、「わくわくプレママ・パパ教室」の動画や「子育て何でも応援メール」の配信を行っています。

■待ちに待った赤ちゃんとの生活！でも、思うようにいかない・・・

無事に出産を終え、赤ちゃんとの生活が始まります。けれど、産後のお母さんは体力が充分に回復していません。また昼夜を問わず、授乳やおむつ交換などの慣れない赤ちゃんのお世話をしなければならず、心身ともに負担が大きい時期です。また、産後10人に1人は経験するといわれる「産後うつ」を予防するうえでも、お母さんへのサポート、生活環境を整えることは大切です。

産後うつのリスクが高まる時期に「産後健康診査」を行うとともに、生後4か月までのお子さんがいるすべてのご家庭に、保健師や助産師などが「赤ちゃん訪問」を行っています。

お母さんの心身の状態を確認するとともに、不安が大きいときや十分なサポートが得られないときには、赤ちゃんといっしょに利用できる「産後ケア」や「ファミリーサポートセンター」の活用などを提案し、支援しています。



赤ちゃん訪問



市民の取り組み 自主防災組織による防災活動について

毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。本市においては、幸いにも大規模な災害は発生しておりませんが、いつ何時どこで起こるかわかりません。

災害時には、自助（各家庭で災害に備え自身の身は自分で守る）、共助（地域の人々が協力して助け合う）、公助（行政機関による援助活動や物資支援）が互いに一体になることで、被害を最小限に食い止め、早期の復旧・復興を可能にするといわれています。


そのため、各自治会や団体に組織された自主防災会が実践的な消火活動や訓練などの合同防災訓練を実施しています。



防災訓練については、新型コロナウイルスの影響により、密集を避ける工夫が必要となりましたが、訓練を実施しなければいざという時の行動に結びつきません。そのためには各自主防災会としては、今後の状況を見ながら工夫して、災害に備えていく必要があります。




■合同防災訓練の様子



【各事業の取り組み内容】

つどいの広場事業【担当課：こども総務課】			
3-1-2-2 保護者の子育てに関する不安や負担を軽減する			
			
◇令和2年度の取り組み◇		令和2年度の事業費：17,771千円	
【つどいの広場の運営】			
<p>子育てアドバイザー2名を配置し、子育ての悩み相談、利用者の親子に対する地域の子育て関連情報の提供を行うとともに、子育てボランティア等に対する研修を実施します。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2か所においては4～6月、1か所においては4～8月の期間、臨時休所)</p>			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	28,700	28,700	28,700

子育て支援センター運営事業【担当課：こども総務課】			
3-1-2-2 保護者の子育てに関する不安や負担を軽減する			
 			
◇令和2年度の取り組み◇		令和2年度の事業費：16,120千円	
<p>子育てに関する情報提供、子育て何でも相談、子育てサロンの運営、子育てサークル支援等について指定管理で運営します。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4～6月の期間は、来所相談、子育てサロンの運営等を休止)</p>			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	16,200	16,200	16,200

放課後児童クラブ事業【担当課：こども・青少年課】			
3-2-1-1 保護者のニーズに応じてきめ細やかな保育等を提供する			
  			
◇令和2年度の取り組み◇		令和2年度の事業費：502,170千円	
【公営児童クラブの運営】			
<p>小学校の余裕教室等を活用し、資格を有する支援員等により児童クラブの運営を行います。</p>			
【民営児童クラブへの業務委託、運営補助金の交付】			
<p>公営児童クラブのない学区(南林間小学校、西鶴間小学校)については、民営の児童クラブに業務を委託します。公営及び委託民営児童クラブに入会できない児童(入会保留児童)を受け入れた他の民営児童クラブについては、その人数により、市から運営補助金を交付します。</p>			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	501,000	536,000	544,000

リーディングプロジェクト

児童館管理運営事業【担当課：こども・青少年課】



4-2-3-1 こどもたちの活動を活発にする

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：66,841千円
 こどもたちと関わりを持ちながら、様々な季節の事業を通して想像力豊かな発想を導き出すよう、コミュニティセンター併設館20館及び単独児童館2館それぞれの指定管理者が地域に密着した管理運営を行います。
 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月～6月の期間は市内22館の児童館を臨時休館)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	67,200	70,800	91,100

青少年育成事業【担当課：こども・青少年課】



4-2-3-1 こどもたちの活動を活発にする

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：897千円
【野外活動体験等の実施】
 大和ユースクラブに、小学校5・6年生を対象とした「わくわく冒険隊」などの青少年に関わる事業を委託することで、自主企画・自主運営を促進するとともに、若者の健全育成と能力開発を図ります。
 (令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「わくわく冒険隊」の募集を中止)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	200	200	200

リーディングプロジェクト

緑地保全事業【担当課：みどり公園課】

6-1-3-1 市内にある貴重な緑や自然を保全する



◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：34,406千円

【保全緑地契約の更新】

本市の貴重な財産である大規模な緑地を将来に残すため、買取や賃貸借契約を締結し保全します。

【緑地施設の管理】

安全管理の側面から支障木や危険木の処理を適正に行い、森の更新伐採も計画的に進め、緑地施設の維持管理に努めます。

【測量調査】

用地買収や境界確定の際に、必要性に応じて測量調査を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	38,300	43,700	41,400

大規模緑地整備事業【担当課：みどり公園課】

6-1-3-1 市内にある貴重な緑や自然を保全する



◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：2,152千円

【大規模緑地の用地交渉、測量】

市内に残る貴重な財産である大規模緑地を、将来にわたって保全していくために、土地所有者と継続的に用地交渉を行い、用地買収の際には、必要に応じて測量調査を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	2,100	2,100	2,100

保存樹林等支援事業【担当課：みどり公園課】

6-1-3-1 市内にある貴重な緑や自然を保全する



◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：33,411千円

【保存樹林・保存生垣・保存樹木を指定し、協定を締結】

市街化区域内に点在する緑を保存するために、一定要件のもとに新規保存樹林等を指定し協定を締結します。また、協定期間満了者に対する協定の更新を行います。

【緑化奨励金の支給】

協定締結者に対して、それぞれの規定に応じた緑化奨励金を支払います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	31,900	33,400	33,400

リーディングプロジェクト

緑化推進支援事業【担当課：みどり公園課】

6-1-3-2 地域緑化の推進を図る



◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：3,927千円

【緑に関する相談業務】

グリーンアップセンターにて月曜日と年末年始を除く午前10時から午後4時まで専門の相談員を配置し、市民を対象に相談業務を行います。

【生垣設置、ブロック塀撤去への費用助成、現物支給】

生垣設置に伴う設置費用や既存ブロックの撤去などの助成制度を広報等でPRし、新たな緑を創出します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	2,000	2,000	2,000

市民農園運営事業【担当課：農政課】

6-1-3-3 農地の適正な保全、活用を図る



◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：6,103千円

【市民農園の運営支援】

市民農園の管理及び運営をしている各市民農園の代表からなる大和市民農園運営委員会を支援します。

4月頃に夏野菜栽培講習会、7月頃に秋野菜栽培講習会を開催し、農園利用者が自ら農作物を栽培する興味や知識の向上を図ります。(令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、夏野菜栽培講習会、秋野菜栽培講習会は中止)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	4,900	4,900	5,000

中央林間駅周辺まちづくり事業【担当課：街づくり総務課】

6-2-2-1 住環境の維持、改善を進める



◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：482,424千円

【小田急中央林間駅施設改善】

昨年度に引き続き、東側改札口新設等に向けた工事を支援します。

【東林間7号踏切道拡幅】

小田急電鉄(株)に委託し、踏切の拡幅に向けた工事等を実施します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計(千円)	10,000	203,000	102,000

リーディングプロジェクト

ゆとりの森整備事業（再掲）【担当課：みどり公園課】



6-2-3-2 市民に親しまれる公園づくりを推進する

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：25,970千円

昨年度整備した四阿（あずまや）へのアプローチ園路整備や駐輪場の拡張を行います。

*ゆとりの森整備事業は、「身体を動かそうプロジェクト」にも掲載されています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	5,500	6,000	6,800

図書館管理運営事業【担当課：図書・学び交流課】



7-1-1-1 市民の本との出会いや読書活動を活発にする

◇令和2年度の取り組み◇ 令和2年度の事業費：587,120千円

【大和市立図書館、中央林間図書館、渋谷図書館の管理運営】

指定管理者制度を活用し、図書館の円滑な管理運営を行います。

各図書館で運用する図書館システムを運用します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める 事業費の推計（千円）	591,000	576,000	575,000

文化芸術振興事業【担当課：文化振興課】

7-2-1-1 市民の文化芸術活動の裾野を広げる



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：12,489千円

【文化祭、文芸祭の開催】

市民が日頃の文化芸術活動を発表できる場を提供し、知識・技術の向上、文化に対する意識の高揚と普及を図ります。

【コミュニティ音楽館の開催】

コミュニティセンターで質の高い音楽を気軽に楽しめるコンサートを開催します。

【YAMATO ART 100の実施】

文化芸術の力で、人とまちを元気にするため、秋に開催する様々な文化芸術イベントをまとめ、大和の文化芸術の情報を広く発信します。

【文化芸術顕彰の実施】

優れた創造活動を行っているアーティストや大和の文化芸術の発展に貢献した人など、大和市の文化芸術の振興に寄与した方を表彰します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	9,200	11,000	11,000

芸術文化ホール管理運営事業【担当課：文化振興課】

7-2-1-1 市民の文化芸術活動の裾野を広げる



◇令和2年度の取り組み◇

令和2年度の事業費：289,018千円

指定管理者制度を活用し、芸術文化ホール（メインホール・サブホール・ギャラリー・マルチスペース）の管理運営を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施計画に定める事業費の推計（千円）	291,000	291,000	291,000



リーディング
プロジェクト

事例紹介
(図書・学び交流課)



文化創造拠点シリウスにおける 新型コロナウイルスへの取り組み

文化創造拠点シリウスは、図書館を中心に芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内こども広場で構成される文化複合施設。平成28年11月3日の開館以来、年間300万人を超える来館者が訪れ、全国でも有数の賑わいを見せる「図書館 城下町 大和市」の本丸です。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、順調に運営を続けてきたシリウスにも例外なく及び、開館以来初めてとなる全館休館を経験しました。

しかし、文化創造拠点シリウスは公共施設として、市民の文化芸術活動を振興するという役割を果たすため、感染予防を徹底しながら、コロナ禍においてもサービスを提供し続けました。

文化創造拠点シリウスの新型コロナウイルスに対する、ここでは、シリウスのこれまでの取り組み、そしてこれから利用者の皆様に安心してご利用いただくための感染予防対策についてご紹介します。

○令和2年3月1日～

【開館以来初めての、全館休館】

普段のシリウスからは想像もできませんが、ほとんど人の気配を感じないシリウスとなりました。

そういった状況下でも、公共図書館として、市民の読書活動を支援するため、予約図書の貸出しサービスを継続しました。



全館休館中のシリウス、適切な距離を保ちながら、予約図書の貸出場所へ誘導するパーティションを設置

○令和2年7月1日～

【再開館、シリウスで安心して過ごしていただくために】

2度の緊急事態宣言の発出を経て、シリウスでは新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、市民の皆様の「居場所」として安心して過ごしていただけるよう、様々な感染防止策を講じています。



図書除菌機を館内に5台設置



センサー式の手指消毒液を館内にきめ細かく配置



正面入口に体温測定システムを設置



館内の座席にアクリルパーティションを設置(令和3年3月予定)



図書館城下町



市民の取り組み 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した 「しらかしのいえボランティア協議会」の活動紹介

「しらかしのいえボランティア協議会」では新型コロナウイルス感染緊急事態宣言解除後、7月より「**感染拡大防止を踏まえた活動ガイドライン**」を策定し会員に徹底を図り、ガイドラインに沿った感染予防対策を実施しながら活動を再開しました。ガイドラインには、参加前の体温測定、活動時の手指・道具消毒・手洗い、マスク着用、三密防止、施設利用チェックリスト記入、参加記録の作成、など必要な感染拡大防止対策が設定され、会員に周知徹底し活動を行っています。



検温ほか参加記録の作成



密を避けてマスク、フェースガードも着用（自然あんない部会）



小グループに分かれて（自然あんない部会）



説明は距離をとって（泉の森ガイド部会）



観察は密を避けて（野鳥部会）

【特別編】

新型コロナウイルス感染症 市の主な取り組み(1)



■「大和市おもいやりマスク着用条例」(全国初)

- ・市では、咳やくしゃみ、近距離での会話などによる飛沫感染のリスクに着目し、全国的に使い捨てマスクの入手が困難になった状況を受け、市ホームページ等において、縫わないでつくる簡単マスクの作り方を公開するなど、マスク着用の重要性について早くから普及啓発に努めてきました。
- ・条例は、無症状の人が感染を拡大させてしまう新型コロナウイルスの特徴に対応したもので、マスクの重要性について市民と意識の共有を図るため、緊急事態宣言が全国に拡大された4月16日にいち早く制定しました。
- ・他者を思いやる考えにより着用を促すもので、罰則規定はありません。
- ・その後、国が示した「新しい生活様式」の実践例において感染防止の基本としてマスクの着用が謳われたとともに、WHOも公共の場でのマスク着用を推奨する形へ方針を転換するなど、マスク着用が重要であるとの認識が全国的、世界的に広がっていきました。

大和市おもいやりマスク着用条例

(目的)

第1条 この条例は、感染症等のまん延が予測される時又はまん延しているときに、市民一人一人が思いやりの心をもってマスクを着用することが、自身のみならず周囲の人の健康被害防止に寄与することに鑑み、感染症等の予防及び拡大防止を図り、もって思いやりあふれる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マスク医療、衛生等の見地から人体のうち鼻及び口を覆う物で、紙、布、不織布等で作成されたものをいう。
- (2) 感染症等主に飛沫まつ又は接触での感染経路により、ウイルスが鼻、口等から侵入するこの役割)

第3条 市は、マスクの着用に係る意識の啓発等、この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、この条例の目的を達成するために、マスクの着用を心がけるよう努めるものとする。



市では、マスクの着用を促すとともに、寄贈されたマスクを、80歳以上の方に一人当たり5枚、ひとり親家庭等に1世帯当たり5枚、市立小・中学校の児童・生徒に一人当たり5枚ずつ配布しました。

【特別編】

新型コロナウイルス感染症 市の主な取り組み(2)



■市民に対する次亜塩素酸水の無料配布(全国の自治体で最初に開始)

- ・市では、消毒用アルコール消毒薬が市中で入手困難な状況を受け、代替品として、コロナウイルスのほか、インフルエンザウイルスやノロウイルスにも効果があるとされる次亜塩素酸水に注目し、令和2年2月に生成装置を購入しました。
- ・生成した次亜塩素酸水を市内公共施設、市役所各課に設置するとともに、市内の介護施設や保育所などに無料配布を開始し、3月27日からは市内在住者を対象として、地方自治体単独での一般配布を日本で初めて、開始しました。
- ・配布は、大和市文化創造拠点シリウス、大和市市民交流拠点ポラリスの2会場で開始し、4月8日からは上記2会場から離れている市域の市民・事業者をカバーするため、市内4か所の公園・広場を日ごとに1か所選定し、実施しました。
- ・80歳以上の高齢者を対象に優先配布を実施し、その後、障がい者、妊婦、要介護者などに順次拡大し、代理での受領も可能にしました。また、4月23日からは市内事業者も配布対象に加えました。
- ・ゴールデンウィーク後も感染者数増加の懸念が拭えないこと、また多くの市民が電車やバスなどを利用せず歩いて行ける場所で次亜塩素酸水を手取できるよう、5月7日からシリウス・ポラリス・公園に代わり、市内10か所の小中学校で配布を行いました。
- ・5月25日に緊急事態宣言が解除され、小中学校の児童生徒の登校が開始されること、市内店舗でアルコール消毒液が供給し始めたことから、6月14日に小中学校での配布を終了し、翌15日から6月末日まで市役所本庁舎でのみ配布を行いました。

(市内在住者への配布実績：3月27日～6月30日、143,215人 71,706リットル)



次亜塩素酸水配布の様子

【特別編】

新型コロナウイルス感染症 市の主な取り組み(3)



■重症化リスクの高い80歳以上の方への情報提供・フレイル予防

- ・新型コロナウイルス感染症は、80歳以上の方が重症化しやすいというデータを踏まえて、国から緊急事態宣言が出される10日ほど前の3月26日に、80歳以上の方(約16,000人)に対して、注意喚起の手紙を個別送付しました。
- ・手紙の発送と同時に、80歳以上の方のために、感染予防に関する電話相談窓口を設置し、高齢の方の不安に対し、保健師や管理栄養士が相談に乗る体制をとっています。
- ・高齢の方については、外出自粛に伴う運動不足や社会参加の制限により、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態(フレイル)への対策も必要です。市では、一定の条件で抽出したご高齢の方約1,000人にアンケートを実施し、フレイルのリスクが高い方に対し、保健師・管理栄養士による電話及び訪問活動を行いました。
- ・また、新型コロナウイルスに関する重要なお知らせをちらしにまとめ、市内全戸への配布、市内約250か所の掲示板にポスターを掲示するなど、情報発信に努めました。

■医師会・歯科医師会と連携して、市役所敷地内でPCR検査を実施

- ・国内で新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年3~4月当時は、感染が疑われる人が保健所などの相談センターに連絡し、必要と判断された場合のみ、一般公開されていない専用の外来を受診し、その後、PCR検査を受けることで感染が判明するという状況であり、検査が受けられないという声が上がっていました。
- ・そこで大和市と県と医師会は連携して市役所敷地内にPCR検査場「大和ウォークスルーPCR検査プレイス」を4月28日に開設しました。
- ・さらに、国が特例的・時限的な措置として、歯科医師がPCR検査をすることができるよう、4月27日に各都道府県等へ通知したことを受け、市では検査体制安定化のため、歯科医師会との協力を盛り込んだ協定を、5月1日に全国で初めて締結しました。



大和市医師会、大和綾瀬歯科医師会、大和市の三者間協定締結(令和2年5月1日)

【特別編】

新型コロナウイルス感染症 市の主な取り組み(4)



■子育て世帯と子どもに対する支援

- ・外出自粛の要請、小中学校の臨時休校などは、特にひとり親世帯には、親の勤務先の休業、業務縮小、臨時休校により出勤が困難になるなど、経済的にも影響が大きいものであるとの判断から、児童扶養手当受給世帯(約1,700世帯)へ11月末までに1世帯あたり2万円を、さらに追加として1世帯5万円を2月以降に支給しました。
- ・また、外出の自粛により自宅で過ごす時間が増えた0~18歳の子どもたちに図書カード(5千円分)を配付(9~10月)し、読書活動を推進しました。(対象者は、令和2年8月31日時点の住民基本台帳をもとに抽出し、約36,750人にのぼりました。)

■中小企業や個人事業主に対する支援

- ・市では、新型コロナウイルスにかかる緊急支援として、4月に「中小企業緊急支援資金」を拡充し、対象者の信用保証料補助と利子補給金の補助率を50%から100%に引き上げるとともに、上限額も信用保証料補助は10万円から30万円に、利子補給金は30万円から50万円にそれぞれ増額しました。
- ・また、新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持を目的として、神奈川県からの休業要請に協力し、休業または営業時間を短縮した市内事業者を対象に、独自の給付金として「大和市新型コロナウイルス感染症拡大防止および雇用維持給付金」を支給しています。
- ・地域経済の活性化、地元消費の拡大を目的として実施した大和市プレミアム付商品券「にぎわい大和プレミアム商品券」(利用期間:令和2年11月30日~令和3年2月15日)の発行では、本市では過去に例のない30%のプレミアム率を設定し、最終的に募集に対して応募が3倍を超えるなど、市民の皆様から大きな関心をお寄せいただきました。
- ・デリバリー・テイクアウトを行ってる飲食店を市ホームページで紹介するなど、営業自粛や時短営業で感染拡大防止に協力してくれている飲食店を応援しています。



にぎわい大和プレミアム商品券

資料集

■健康都市連合憲章 (Charter of the Alliance for Healthy Cities)

(2003年10月17日 マニラ/2004年10月13日 クチン/2008年10月26日 市川)

前文

私たち健康都市連合のメンバーは;

市民の生活の質 (Quality of life) を向上させ、不平等を是正することを決意する。

健康とは、単に疾病や障害がないだけでなく、肉体的・心的・社会的・精神的に良好な状態であること、さらに健康が住民の基本的権利であることを認識する。また、互いの組織が協力しあい、できるだけ高いレベルの健康を達成するために多部門による行動が必要であることを確認する。

都市化 (Urbanization) は全世界的な現象であり、都市住民の生活の質と健康の向上のためには、組織横断的な行動が必要であると認識する。

都市がかかげている社会的、政治的、経済的、環境、そして健康についての目標を達成するために、地方政府は急速に拡大する都市域を適切に経営し、説明責任、透明性、予見性をそなえ、そして法令に従って運営しなければならないことを認識する。

ヘルシーシティーアプローチ (Healthy Cities approach) を通して、個人やグループが自身の生活の質を向上できるようにすることを決意する。

都市間でヘルシーシティーのアプローチとその考え方について情報や経験を積極的に共有する。健康を重視する都市政策 (Healthy public policy) を立案し、健康を支える環境を整え、コミュニティの活動を強化し、個人の能力開発を促し、より高い健康水準を達成するための新たな方向性を開拓することに責任をもって取り組む。

私たちはここに健康都市連合ビジョン (the vision of the Alliance for Healthy Cities) を宣言する。

すべての市民が協調して平和に暮らす都市・コミュニティの構築を目指す。

持続可能な成長と多様性の尊重を実現し、できるだけ高い生活の質と健康を人々が平等に達成できるよう、市民生活のあらゆる場面において健康を増進し保護することに責任をもって取り組んでいく。

ここに私たちの連合の理念と行動を具体化し活動の指針となるべきものとして、健康都市連合憲章を公布する。

第1条 一般条項 (General Provisions)

第1.1項 連合に係る組織名を「健康都市連合 (Alliance for Healthy Cities)」とする。(以下「連合 (Alliance)」という。)

第1.2項 連合はその理念、目標および目的を共有する都市から構成され、その運営がおこなわれる国においては非政府・非営利団体として登録される。

第1.3項 本憲章は、以下の条項で定義される全ての正会員および準会員に適用される。

第1.4項 本憲章の条項は、会員及び準会員が所在する国が設置・締結する法・国際条約にかわるものではない。

第2条 用語の定義

第2.1項 健康都市 (Healthy Cities)

健康都市とは、継続して都市の物的・社会的環境の改善を行い、人々が互いに助け合い、生活のあらゆる局面で自身の最高の状態を達成するために、都市にある様々な資源を幅広く活用し、さらに発展させていく都市である。

第2.2項 健康促進 (Health Promotion)

健康促進とは人々が自身の健康をコントロールし、自ら健康な状態を達成できるよう促すことである。

第2.3項 ヘルシーセッティング (Healthy Settings)

ヘルシーセッティングとは、社会生活の中で人がまとまって活動する空間が、総体として健康促進を支える物的・社会的環境条件を備えていることを指す。

第 2.4 項 生活の質 (Quality of life)s

生活の質とは、各々の文化的背景・価値観の中における自己の境遇についての理解と定義され、個々人の目標・期待・判断基準・関心事に深く関係するものである。

生活の質は、個々人の肉体的な健康、精神的状態、自立の程度、社会的な関係、個人の信念、環境の特色との関係など、広い諸概念を含んだものである。

第 2.5 項 都市 (City)

都市とは、都市政府 (city governments)、都市連合政府 (governing units of cities)、地方自治体 (municipalities) 及びそれと同等の組織 (equivalent organizations) を指す。

第 3 条 連合の目標と目的

第 3.1 項 目標 (Goal)

健康都市の目標は、ヘルシーシティーアプローチを通じ、持続的な方法により都市居住者の健康を守り促進し、生活の質を向上させることである。

第 3.2 項 目的 (Objectives)

第 3.2.A 項 健康都市の取り組みを強化し、生活の質を向上させるための斬新なプランとプログラムの開発を促し、特定の環境下での健康に関する課題に取り組んでいく。

第 3.2.B 項 メンバー間で生活の質の向上や健康に関する共通した問題に関する知識や経験を共有する。

第 3.2.C 項 先進的で特徴ある健康都市の取り組みを表彰する。

第 3.2.D 項 西太平洋地域とその他の地域にある都市・組織間の連携を図り、健康都市の取り組みが行われるよう、利用可能なすべての資源を配置して活用する。

第 3.2.E 項 健康都市のあらたな知識・技術を、学術的・学際的な連携により開発していくと同時に健康都市の計画・実行・評価手法を向上させるための技術的手段をまとめていく。

第 4 条 組織の構成およびその管理

第 4.1 項 総会 (General Assembly)

総会は、連合の主たる意思決定機構であり、正会員 (Full members) および準会員 (Associate members) からなる。総会は 2 年ごとに総会により決定された開催地に集まり、理事会 (Steering Committee) により提案された向こう 2 年間の政策・プログラム・予算および活動内容について承認を行う。

第 4.2 項 理事会 (Steering Committee)

理事会は総会により選出され、連合における政策立案の役割を担う。理事会は 12 の正会員と準会員からなり、任期は 1 期 4 年、最長 2 期務めることが可能で、任期終了後 2 年は再任されない。理事会は、正会員 7 都市と準会員 5 団体 (NGO、国際組織、学術団体、民間・ビジネス団体、国の機関) からなるものとする。継続性を担保するため、初代の理事会は、それぞれ 6 会員からなる 2 グループで構成する。理事会員の半数を任期 2 年、他の半数を任期 4 年とする。続く 2 年間の任期においては、2 年の任期を終了した半数のグループに代わり、4 年の任期をもつグループが選出される。その後は 2 年ごとに新たな 6 理事会員が 4 年の任期をもって選出される。理事会員が任期途中でその役割を担えなくなった場合には、議長都市との協議の上、理事会がその後任を指名する事ができる。

第 4.3 項 事務局 (Secretariat)

事務局は管理部門を担う組織とし、総会の承認を受け理事会に指名された特定の機関として機能する。事務局は連合の目標・目的達成を支援するための調整・連絡・データ管理・助成・資金管理等の業務を行う。また事務局は、連合を代表して法的業務を行うことができる。事務局は管理業務と財務管理に対する説明責任があり、2 年ごとに総会に対して財務報告書を提出しなければならない。理事会の推薦と総会の承認により、事務局を他の組織・協会・その他適切と思われる団体等に交替することができ、所在する国において適切な団体として登録する。

第 4.4 項 活動部会 (Working Committee)

活動部会は連合の正会員および準会員からなり、理事会に推薦され総会の承認を受けた特定のプロジェクト・活動を行うために組織される。部会の条件は必要に応じて作成される。

第 4.5 項 表彰委員会 (Committee on Awards)

表彰委員会は、理事会の推薦と総会の承認により 2 年ごとに組織される。表彰委員会は多様性をもつように部門・グループ・地域から選出された 8 人のメンバーから構成され、健康都市の際立った取り組みに対する評価を行う。

第 4.6 項 総会の開催・議長都市 (Convenor and Chair City of the General Assembly)

総会の開催・議長都市は、任期 2 年で、総会により選出される。開催都市は次回の総会開催時のホスト都市となり、総会における議長都市となる。

第 4.7 項 支部 (Chapters)

連合の支部は、理事会に推薦され総会の承認を受けて国ごとに組織され、活動する国で登録される。

第 5 条 会員規定 (Membership)

第 5.1 項 都市は下記の手続きを行うことで、連合のメンバーとなる。

- a) 会費 (Membership fee) およびその他の支払われるべき費用 (Annual dues) の支払い
- b) インフォメーションシートの作成
- c) 下記の書類の提出
 - 1) ヘルシーシティの理念に則った書面による政策声明の作成
 - 2) 将来のビジョンと目標
 - 3) 都市のプロフィールデータ
 - 4) 優先的健康課題の分析

これらに加え、下記の書類の提出が望ましい。

- ・ 組織横断的な取り組みを行う仕組み
- ・ コミュニティの参加を促す仕組み
- ・ 問題解決のためのローカルアクションプラン
- ・ 施策のモニタリング・評価のための指標
- ・ 情報の発信と共有を促すシステム

第 5.2 項 申し込み手続き

申し込み手続きは 2 年ごとに事務局により策定され総会にて周知される。すべての正会員および準会員は、理事会により提案され、総会によって承認された調整率によって調整された年間基本会費を支払わなければならない。調整率の分類は、都市の歳入額または理事会により提案された他の指標を基本とする。

第 5.3 項 準会員の身分

ヘルシーシティに興味を持つすべての個人・非都市団体が準会員となれる。準会員は議決に関する投票権を除き、正会員と同じ役割を持つ。個人・非都市団体に関するその他の規定については、理事会によって決定され総会の承認を受けるものとする。

第 5.4 項 会費の支払いが滞った場合、議決に関する投票する権利を含む連合の活動に関する参加が制限される。

第 6 条 財政管理 (Financial Management)

第 6.1 項 資金 (Sources of funds)

連合の資金は以下の 4 つに分類される。

- a) 会費 (Membership fee)
- b) 資金調達及び収入確保のための活動
- c) 他の機関・組織との取り決めによる助成金および財政的支援
- d) 寄付、後援および貢献事業

第 6.2 項 連合の資金は、本憲章に規定する目標・目的を達成するためのトレーニング、セミナー、ワークショップ、コンサルタント、プロジェクトの運営・実行に使われる。

第 6.3 項 事務局は、活動を行う国の会計・監査の規則を遵守し、連合の管理業務および資金管理を行う。

第 7 条 表彰・奨励 (Awards, Recognition, and Incentives for Healthy cities)

第 7.1 項 表彰

正会員および準会員のヘルシーシティーに関する際立った取り組みについて、2 年おきに表彰を行う。

第 7.2 項 表彰分野

2 年ごとに連合の目標・目的に関連した対象分野を決定する。表彰分野および表彰基準は、理事会によって提案され総会の承認を受けるものとする。

第 7.3 項 プロジェクトの特別奨励

プロジェクトの特別奨励は、メンバー都市の取り組みを持続・発展させるために行われることとする。

第 8 条 実行規定および最終条項 (Implementation and Final Provisions)

第 8.1 項 2 年期間の業務およびファイナンシャルプラン (Biennium Work and Financial Plan)

2 年期間の業務およびファイナンシャルプランは、理事会によって決定され総会の承認を受けた取り決めに従う。

第 8.2 項 憲章の修正

憲章の改正は、出席者数が求められる定足数に達した総会の賛成多数によって行われる。

第 8.3 項 連合の解散

連合の解散は、出席者数が求められる定足数に達した総会の賛成多数により有効となる。

第 8.4 項 憲章の効力の発生時期

本憲章は連合の設立メンバーの署名をもって効力を発揮する。

※原文は英語 (翻訳:千葉県市川市 監修:健康都市連合事務局)

■ヘルスプロモーションに関する上海宣言

～「国連持続可能な開発アジェンダ 2030」の実現に向けて～

(2016年11月21日)

我々は、健康と福祉が「持続可能な開発」の達成のために不可欠であることを認識する

2016年11月21日から24日、我々は中国の上海において、「国連開発アジェンダ 2030」と「国連の持続可能な開発目標 (SDGs)⁹」の達成に健康と福祉が決定的に重要であることを、公式に確認した。

我々は、健康が、すべての人が等しく享受すべき権利であり、日常生活に不可欠な活力源であり、すべての国において社会で共有される目標であり、優先すべき政治課題であることを、確認した。「国連の持続可能な開発目標」は、健康に投資すること、全ての人々に格差なく保健サービスを提供すること、あらゆる年代の人々の健康格差を解消することを、我々に義務付けている。我々は誰一人取り残さない決意である。

我々は「国連持続可能な開発目標」の全てを通じた活動により、健康を増進する

全ての年齢の人々の健康な生活と福祉の増進は、「国連持続可能な開発目標」の全てにわたる健康の増進と社会全体の健康増進への参画によってのみ、実現可能である。「ヘルス・プロモーション(健康増進)に関するオタワ憲章」が打ち出した、変革的で、实际的で、インパクトが大きく、エビデンスに基づく戦略は、今も我々に指針を与えており、その重要性は変わっていない。健康の決定要因の全てに関して断固行動し、人々が自身の健康を自分で管理できるようにし、住民中心の保健システムを構築することなどは、今も重要であり続けている。

我々は健康のために大胆な政治的選択を行う

我々の健康を取り巻く世界の環境は、昔と異なっている。人々の健康は地球の健康と切り離せないものであるし、経済成長だけでは人々の健康増進はもたらされない。健康に関する安全保障問題は高まっており、健康に反する強力な商業権益は強まっている。多様な世界規模での健康危機は世界の急激な変化の表れであり、統合的な対応が必要である。

受け入れられない健康格差が存在する中では、多くの異なる部門や地域にまたがる政治的行動が不可欠である。健康に関してだれも取り残さないためには、女性や移民・難民、増加している人道危機や自然災害の被害者の権利を守るべく、断固として行動しなくてはならない。我々は、良いガバナンスや、自治体と地域コミュニティを通じた行動、健康リテラシーを強めることによる人々の能力と可能性の拡大を、重視する。我々は人々の健康な生活の享受を可能にするイノベーションと開発を特に重視し、最も弱い立場にある人々の健康を重視する。

⁹ 2015年9月、ニューヨークの国連総会で世界各国が合意した2016年から2030年の国際目標。先進国も途上国も含めた国際社会全体の開発目標として、17ゴール169ターゲットを設定。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことが打ち出されている。

良いガバナンスは健康のために極めて重要である

健康と社会的正義を実現する政策は、社会全体の利益となる。ガバナンスの機能不全は、国レベルにおいても自治体レベルにおいてもきわめて多くの場合、健康促進のための行動の支障となる。「国連持続可能な開発目標」は相互依存的かつ全世界的であり、あらゆる健康上の支障の解消のための投資がもたらす多大な潜在的利益を示している。

我々は、政府が国・地方・全世界のあらゆるレベルで、持続可能でない生産と消費がもたらす多大な損害を正すための根本的な責任を担っていることを認識している。失業や危険な労働環境を生み出し健康を損なうようなマーケティング・投資・貿易を可能にするような経済政策を正すことも、前記の責任に含まれている。我々はビジネス界のリーダーたちに、良い経営ガバナンスを推進し、利潤追求が人々の健康を損ねることにならないよう、呼びかける。この点は、特に生活習慣病を予防する上で、極めて重要である。

我々は誓う：

- ・政府が有する権能のすべてを用いて、公共政策を通じて、市民の健康を護り福祉を増進する；
- ・健康に有害な商品に対する立法・規制・課税を強化する；
- ・強力な公衆衛生システムの構築など、健康と福祉への新たな投資を促進するための強力な道具としての財政政策を推進する；
- ・市民を健康面でも経済面でも保護するための効果的な手法として、全ての人々に格差なく保健サービスを提供する；
- ・市民社会の広範な参画を可能とするため、透明性と社会的説明責任を確保する；
- ・多国間にまたがる保健問題の改善のため、グローバルなガバナンスを強化する；
- ・重要性と価値を増しつつある伝統医療を重視する。伝統医療は「国連持続可能な開発目標」を含む、保健上の成果を上げるうえで貢献し得るものである。

都市と地域コミュニティは健康のための極めて重要な場である

健康は日常生活の場、つまり人々が住み、愛しあい、働き、買い物をし、遊ぶ近所や地域で生み出されている。健康は、都市の持続可能な発展の最も効果的な指標であり、都市をすべての人を包み込み、安全で、災害復旧力のあるようにするために役立つものである。

我々は首長とともに、急激な田舎から都市への人口移動や、世界規模での人口移動、経済停滞、高い失業率や貧困、環境悪化や公害等の、危険な組み合わせの解消に取り組まなくてはならない。我々は、都市の貧しい地区の人々が他の地域と比べて、はるかに不健康に苦しみ保健医療サービスの利用に困難を味わうということを、断じて受け入れることはできない。

我々は誓う：

- ・社会イノベーションやインタラクティブ・テクノロジーを活用しながら、都市において保健・福祉政策と他の諸政策の共通利益を生み出す政策を優先的に実行する。
- ・格差解消と社会的包摂を進めるため、都市は、地域コミュニティの強力な参画を通じて、多様な住民の知見や技能を高め、重要問題を解決する。そうした都市を支援する。
- ・保健社会保障サービスを、利用機会の公平という点から最適化し、人々と地域コミュニティが中心となるようにする。

健康リテラシーは、格差解消の実現への力を与える

健康リテラシーは、個々の住民に能力と可能性を与え、集団的なヘルス・プロモーション行動に参画させるものである。政策決定者や投資家が高い健康リテラシーを有していることは、彼らに健康において成果を上げ、共通利益を実現し、健康決定要因について効果的な行動を実施すべく努力せしめるものである。健康リテラシーは高品質な教育と生涯学習への包摂的かつ平等なアクセスにより築かれるものである。生涯かけて伸ばすべき技能や能力の一部でなければならず、何よりもまず学校のカリキュラムで学ぶべきものである。

我々は誓う：

- ・健康リテラシーを**健康の重要要因**であると認識し、その強化のために投資する；
- ・すべての人々に**すべての教育の場で健康リテラシーを強化するための国・地方レベルでの多部門にまたがる戦略**を、開発し、実施し、成果をモニターする；
- ・デジタル技術の可能性を広げることで、**住民が自身の健康と健康決定要因をより管理できるようにする**；
- ・価格政策・情報の透明化・ラベルの明示化により、**健康な選択を支える消費環境**を築く

行動の呼びかけ

我々は、健康が政治的選択であることを認識したうえで、健康に有害な利害に対抗策をとり、特に女性が健康を目指すための能力や可能性を広げる上での障害を除去する。我々は、民間企業から市民社会に至る異なるセクターの異なる地位の政治リーダーたちに対して、我々とともに「国連持続可能な開発目標」のすべての健康と福祉の増進を断固目指すよう、呼びかける。健康上の課題を解決するには関係する人々すべてが協調的に行動することが必要であり、そのために皆が責任を共有している。この上海宣言により、我々国際会議参加者は、ヘルス・プロモーションのための政治的コミットメントと財政投資を強めることで、「国連持続可能な開発目標」の実現への動きを加速させることを誓う。

■「健康都市に関する上海市長コンセンサス 2016」(大和市訳)

(2016年11月21日)

我々、2016年11月21日に上海に集った世界各地の100人以上の市長は、健康と持続的な都市化の発展は切り離せないものであるという認識を共有し、両者をともに推進すべくゆるぎない決意を持っている。我々はまた、健康と福祉が、「国連持続可能な開発のための2030アジェンダ」と国連「持続可能な開発目標」の中核であることを認識している。

健康と福祉を推進する都市は、持続的発展の中心的要素である

市長や地域のリーダーは、国連の「持続可能な開発目標」推進のあらゆる面において、決定的な役割を果たすことができる。我々は市長として、各々の都市が全ての住民を排除せず、安全であり、災害等からの復旧力があり、持続的であり、健康であるようにすべく、単独でも集団でも行動する責任を負っている。我々は住民の誰も取り残さないことを決意している。都市は住民全員のものである。

健康は、地域レベルでは、あらゆる年齢の住民が暮らし、愛し、働き、学び、遊ぶ近所やコミュニティといった日常生活のセッティング¹⁰で創られる。全員のための健康は、地域のリーダーシップと市民参加なしには生まれない。市民の良好な健康は、いかなる都市においても、持続的な発展を成功裏に達成するうえで、最も強力な効果的な指標である。このため健康は、すべての市長の政策課題の中心となるのである。

我々は、すべての都市のすべての住民がより健康で、安全で充実した人生を送れるよう、諸条件を整える政治的な責務を負っている。都市は地域コミュニティに最も近い場所で計画と政策決定を行う場所である。したがって都市は、地域コミュニティの見解や意見、ニーズを汲み取らなくてはならない。我々は、特に女性や子供、その他の潜在的に脆弱な地位に置かれている住民に力を与えるために、障害を取り除き、都市環境においてすべての年齢の住民がそれぞれの潜在力と能力を全面的に発揮できるよう、支援しなくてはならない。

健康のための良いガバナンスを確約する

健康都市は、健康のための良いガバナンスを実施するための、そして健康リテラシーを向上することにより健康を増進するための、舞台である。我々は市長として、市政のあらゆる政策領域で健康のための政策的選択を優先すること、そして我々の政策と活動のすべてについて健康に与える影響を測定評価することを約する。「持続可能な開発目標」を達成するには、世界と各国レベルの目標を、各都市の計画およびプログラムと緊密に連携させる必要がある。我々は、「持続可能な開発目標」の課題を反映した5つのガバナンス原理に基づいて行動することを合意した。

¹⁰ 「セッティング」：社会生活の中で人々がまとまって活動する空間。

我々のガバナンス原理

我々は市長として、以下の健康都市ガバナンス原理に則ることを約する。

1. 健康をすべての政策の中核的な検討要素とする：健康と市の他の政策との間の共通利益を生み出す政策を優先し、関連するすべての主体をパートナーシップに基づいた都市計画の立案に関わらせる。
2. 社会、経済、環境など、健康決定要因のすべてについて問題を解決する：貧困と格差を解消し、個人の権利に関する状況を改善し、社会資本といかなる住民も排除しない社会を築き、持続的な都市資源の活用を促すような、都市開発の計画と政策を推進する。
3. 地域コミュニティの強い参加を促す：学校、職場その他のセッティングで健康を増進させ、健康に関する知識を向上させ、社会の技術革新と [ICTなどの] インタラクティブなテクノロジーにより住民の知識と優先事項を支えるなど、統合的・総合的な手法を進める。
4. 保健・社会福祉事業において平等の達成を主目標とする：公共サービスへの公平なアクセスを確保し、全住民が適切な医療保険サービスを金銭的に大きな負担を伴わずに受けられることを目標とする。
5. 福祉、病気の負担、健康決定要因について、アセスメントとモニタリングを行う：アセスメントとモニタリングから得られた情報を活用して、政策とその実施を改善する。特に不平等の解消と、市民に対する説明の透明性の向上を重視する。

我々は健康都市アクションプログラムを実践する

我々は、健康都市を創り出すには、単独の部門のみが責任を負えばよいのではなく、市政全体で総合的なアプローチを進める必要があることを認識している。

我々はまた、「国連持続可能な開発目標」の第3目標(すべての住民に良好な健康を)と第11目標(都市と人々の住居空間を、いかなる住民も排除せず、安全で、復旧力を持ち、持続可能にする)の間には強い関連があることを認識するとともに、健康と福祉を増進して健康格差を解消するために我々の都市の潜在力を全面的に発揮することが、上記の2目標の実現の助けになることを認識している。

都市は持続的発展のための最前線であり、我々は、市長が決定的な違いを生み出すための力を持っているものと確信している。国連2030年目標を各地域において達成するために、我々は野心的でなくてはならないし、野心的であり続ける。我々は説明責任を果たすうえでも、健康に関する目標を設定する。こうした野心的な最優先目標の達成を目指すには、都市の住民全員がそれぞれの役割を果たさなくてはならないことを、我々市長は認識している。

健康都市の 10 大最優先活動領域

我々は市長として、「国連持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を各都市で実現するため、以下の健康都市の 10 大最優先活動領域を統合的に進めることを約する。我々は、

1. 全ての住民の基本的なニーズ(教育、住居、雇用、安全)の実現に努めるとともに、より平等で持続可能な社会保障システムの構築を目指す
2. 産業と都市のグリーン化を進め、エネルギーと大気をクリーンにすることにより、都市における大気・水・土壌の汚染を解消し、気候変動への取り組みを各都市レベルで進める
3. 子供たちに投資をする。子供の幼少期の成長を優先し、保健・教育・社会保障のいかなる政策と計画においても取り残される子供たちが決していないようにする
4. 女性と幼女に安全なまちにする。特にセクハラやジェンダーに基づく暴力から女性たちを守る
5. 貧民街、スラム、非定住者、移民、難民の健康と生活の質を向上させ、こうした人たちが住まいと保健サービスを確実に利用できるようにする
6. 障がい者、HIV エイズ感染者、高齢者などに対する、様々な形の差別を解消する
7. 免疫、水の浄化、衛生、ごみ管理、感染症媒介害虫対策などにより、都市を感染症から守る
8. 魅力的で緑にあふれた歩行・運動環境の整備や、活力ある公共交通インフラの整備、強力な交通安全法規、遊びやレジャー施設への容易なアクセスの実現などにより、持続的な都市移動を可能とするまちを創る。
9. 健康な食品や安全な水へのアクセスの確保や、砂糖と塩の摂取減、危険な飲酒を減らすための規制強化・価格政策・教育・課税強化などを含めた対策の実施などによる、持続的で安全な食品政策を実施する
10. 公共空間や公共交通での禁煙環境のための法的整備や、都市におけるたばこ関連の広告・プロモーション・後援の禁止による、禁煙都市を実現する

我々は、健康のために大胆な政策決定を行うという断固とした決意を、ここに表明する。

すでに多くの都市が、都市間ネットワークにおいて、新しい都市政策課題に関する決然とした政策行動をとることを通じて、「持続可能な開発目標」の実現のために貢献している。我々はこの実現のため、今後も健康都市ネットワークを通じて貢献する。

我々は、大小や貧富を問わずすべての都市の市長と都市リーダーたちに対して、この運動に加わるよう呼び掛ける。

我々は、それぞれの都市の計画とプログラムを地球レベルあるいは国レベルの目標と結びつけ、都市を可能な限り健康にすることを目指していく中で、それぞれの経験と優れた取り組みをお互いに共有することを約する。我々は WHO に対して、運動強化への支援と地球のすべての地域での健康都市ネットワークの強化を求める。

我々はこの野心的な目標を達成すべく、全体としての政治的決意を表明し確たるものとするため、定期的に会することを約する。

■大和市健康都市推進市民会議設置要綱

(平成22年1月15日公表)

(目的)

第1条 この要綱は、大和市健康都市プログラムに基づく健康都市推進施策の具体的な取組の検討に資するため、大和市健康都市推進市民会議（以下「市民会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について必要な議論を行い、必要に応じて市長に意見を述べる。

(1) 大和市健康都市プログラムに掲げるリーディングプロジェクトの具体的な取組内容に関する事

(2) 前号に規定するリーディングプロジェクトを実践する仕組みの検討に関する事

(構成員等)

第3条 市民会議は、次に掲げる区分により選出された9人以内の委員をもって組織する。

(1) 市内で健康づくり活動に携わる者

(2) 公募による市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により選出する。

2 会長は、市民会議の会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(市民会議の招集等)

第5条 市民会議は、会長が招集する。

2 市民会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、健康都市主管課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

■健康都市推進庁内検討会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、健康都市推進庁内検討会議（以下、「検討会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所管する。

(1) 健康都市推進の手法の検討に関する事

(2) 大和市健康都市プログラム（以下「プログラム」という。）の進行管理に関する事

(3) プログラムの見直しに関する事

(4) その他、検討会議で必要と認められた事項

(構成員等)

第3条 検討会議の構成員は、健康都市推進庁内検討会議名簿（別表）のとおりとする。

(議長及び副議長)

第4条 検討会議に、議長及び副議長を置くものとし、会員の互選により選出する。

2 議長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき、又は議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(検討会議の招集等)

第5条 検討会議は、議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(代理者の出席)

第6条 検討会議の構成員が、やむを得ない理由により出席できない場合は、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、政策総務課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年9月2日から施行する。

別表(第3条関係)

市長室秘書総務課長	文化スポーツ部文化振興課長
政策部政策総務課長	街づくり計画部街づくり総務課長
総務部総務課長	都市施設部都市施設総務課長
市民経済部市民活動課長	市立病院事務局病院総務課長
環境農政部環境総務課長	消防本部消防総務課長
健康福祉部健康福祉総務課長	教育部教育総務課長
こども部こども総務課長	

大和市健康都市プログラム

【令和3年3月刊行】

発行：大和市

編集：政策部 政策総務課 健康都市推進係

〒242-8601

神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

TEL 046-260-5327

URL <http://www.city.yamato.lg.jp>